

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年5月2日提出
【計算期間】	第18特定期間(自 平成29年8月8日至 平成30年2月5日)
【ファンド名】	エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、4,000億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	
	年6回(隔月)	欧州		あり (フルヘッジ)
	年12回(毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	
その他資産(投資信託証券(債券一般))	その他	アフリカ		なし
資産複合		中近東(中東)		
		エマージング		

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

#### 該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として債券(一般 <sup>*</sup> )に投資する。 *一般とは、公債 <sup>*1</sup> 、社債 <sup>*2</sup> 、その他債券 <sup>*3</sup> 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうちフルヘッジを行うものをいう。

\* 1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

\* 2 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

\* 3 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ

(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

## 「ファンドの目的・特色」

## ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色



エマージング・カントリー(新興国)のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし、分散投資を行います。

- ◆新興国が米国市場やユーロ市場等の国際的な市場および自国市場で発行する米ドル建のソブリン債券を中心に、準ソブリン債券への投資も行います。

(一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。)

新興国の現地(自国)通貨建債券への投資は、行いません。

## 【スマーフィング・カントリー(新興国)】

一般的に、先進国と比較すると証券市場は未発達なもの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い新興諸国を指します。

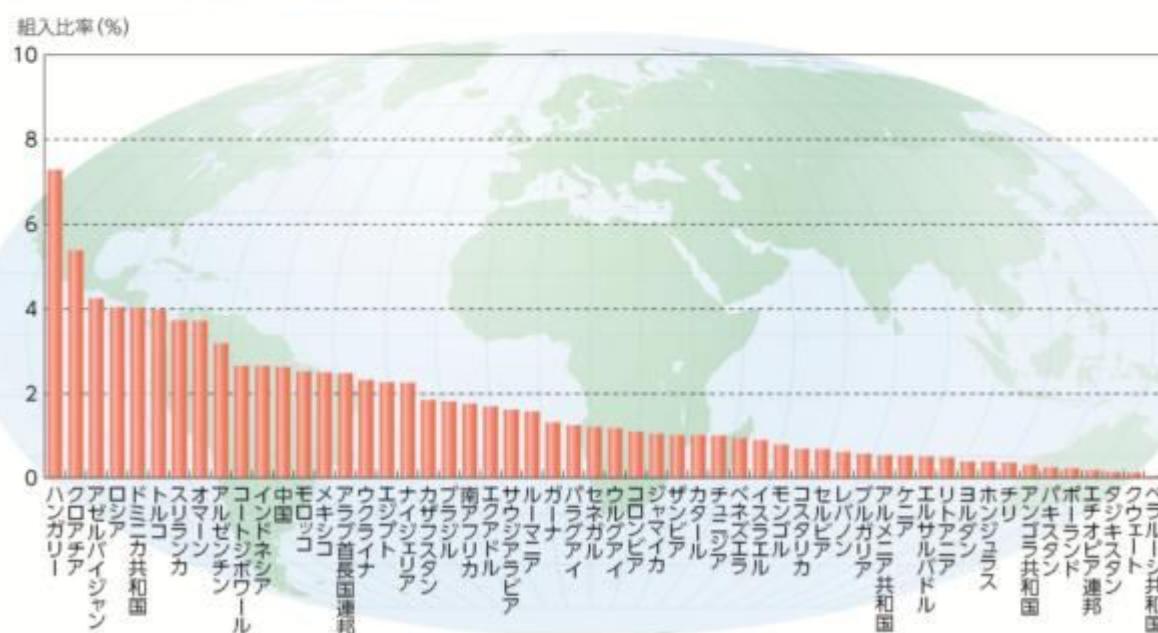
### 【ソブリン価格】

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

【電子ブック版】

政府の出資比率が50%を超える企業の発行する債券とします。

## ■ 現在の投資先 (2018年2月28日現在)



上記は、2018年2月28日現在のものです。最新の運用状況は委託会社のホームページにてご確認いただけます。

比率とは、当ファンドの純資産に対する比率であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。

※上記の投資先は将来変更となる可能性があります。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

## 特色2

新興国のソブリン債券、準ソブリン債券からの高水準かつ安定した利子収入に加え、値上がり益の獲得を目指します。

- ◆新興国の債券に投資することにより、相対的に高い利回りが期待されます。

一般的に新興国が発行する債券は格付けが低く、先進国等が発行する上位格付け債券と比較して高い利回りとなる傾向があります。したがって、相対的に高い投資収益率が期待できる反面、デフォルトが生じるリスクも高いと考えられます。

## 【格付け】

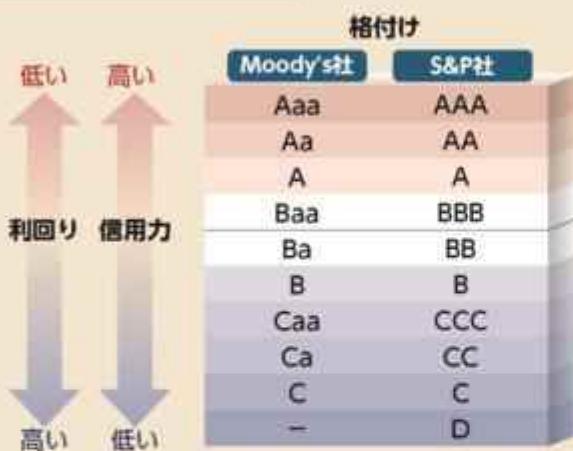
債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをおいいます。

格付け機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

## 【デフォルト】

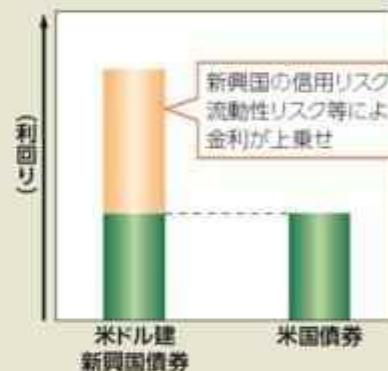
投資した債券の元本やその利子の一部または全部が回収できない、もしくは遅延すること。

## 格付けと信用力のイメージ



※当ファンドの組入銘柄の格付け状況については、後記「運用実績」をご参照ください。

## 米ドル建新興国債券の利回りイメージ図



- ◆J.P. Morgan EMBI Global Diversified(円ヘッジあり・円ベース)をベンチマークとします。

ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

## 特色3

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。

- ◆為替ヘッジは、委託会社が行います。
- ◆投資するマザーファンドでは、米ドル建資産以外の外貨建資産について、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。(この場合においても、当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。)

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1～特色3のような運用ができない場合があります。

## 特色4

債券等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

- ◆ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した米国最古の運用機関の一つです。徹底したリサーチを行い、グローバルな視点から、新興国債券の運用専任チームがポートフォリオ管理を行います。

## 特色5

## 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆毎月5日(休業日のは翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

## 収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。  
また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

## 収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



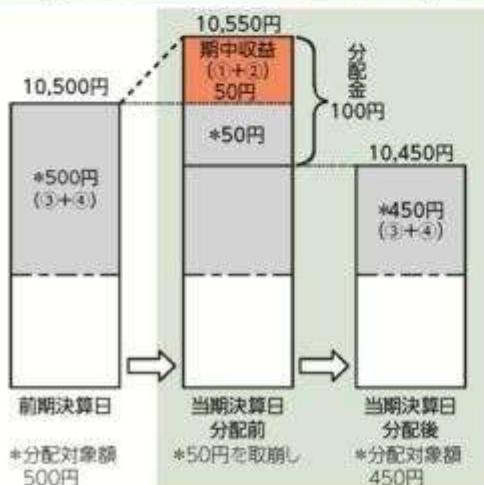
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

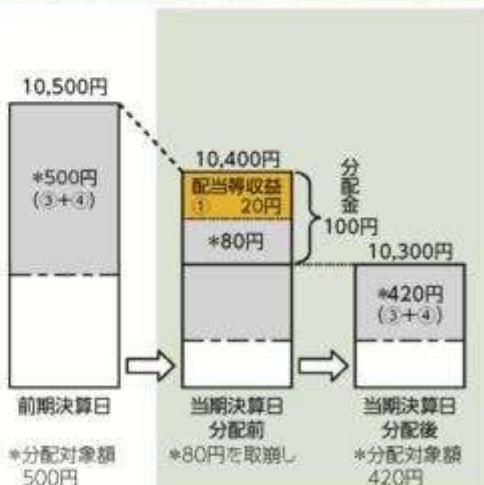
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

## 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

## 前期決算日から基準価額が上昇した場合



## 前期決算日から基準価額が下落した場合



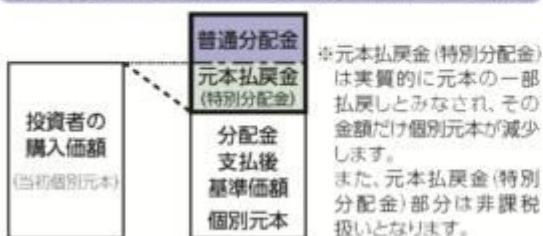
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

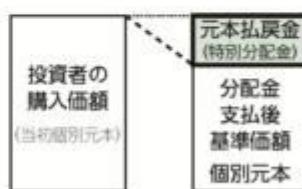
収益調整金:追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

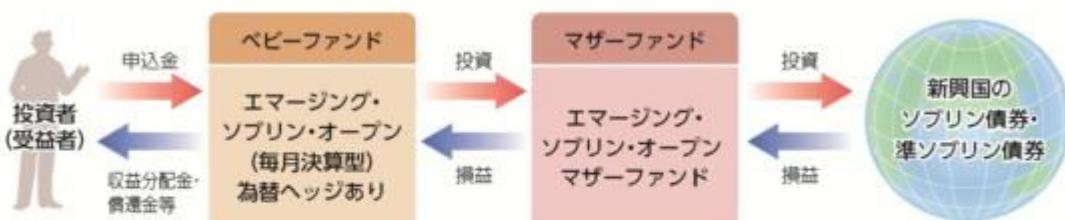


普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## ■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

## ■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
新興国単一国への投資	新興国単一国への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。
ユーロ建資産への投資	ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。
ソブリン債券以外への投資	ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の35%以内とします。
新興国の同一企業(政府関連機関を含む) が発行する債券への投資	新興国の同一企業(政府関連機関を含む)が発行する債券への実質投資割合は、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。

### 使用している指標について

#### • J.P. Morgan EMBI Global Diversified

情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものです。J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・頒布することは認められていません。  
Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

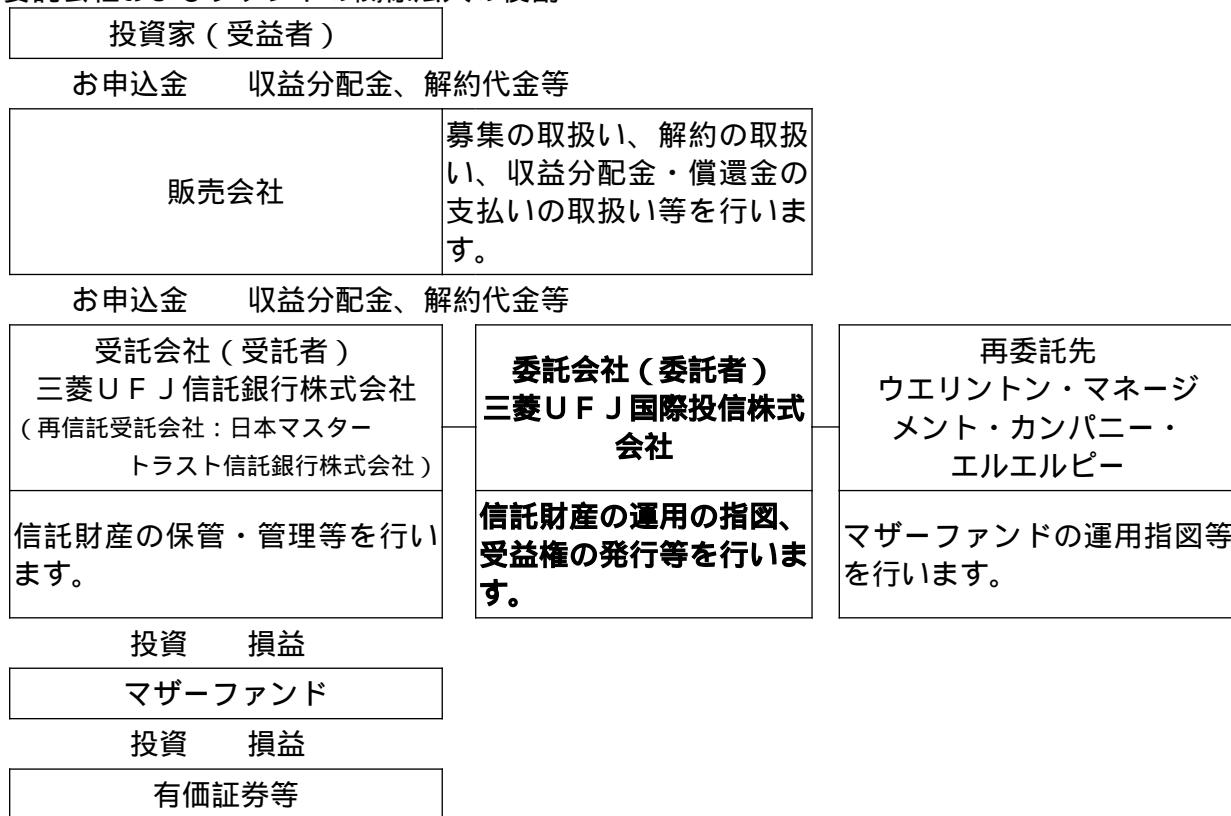
## (2) 【ファンドの沿革】

平成21年3月18日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

平成27年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から  
三菱UFJ国際投信株式会社に承継

## (3) 【ファンドの仕組み】

## 委託会社およびファンドの関係法人の役割



## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

## 委託会社の概況(平成30年2月末現在)

- 金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
- 設立年月日  
昭和60年8月1日
- 資本金  
2,000百万円
- 沿革
  - 平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
  - 平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
  - 平成17年10月 三菱投信株式会社とユーワフェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

平成27年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況(平成30年4月2日現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 投資態度

- a. エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b. マザーファンド受益証券を通じて、エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。(一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。)
- c. グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- d. ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。
  - (a) プレディ債(エマージング・カントリーの政府が、1989年のプレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。)
  - (b) ユーロ債(米ドル建・ユーロ建)。(プレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)
  - (c) 現地米ドル建債・現地ユーロ建債(エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)
- e. ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
  - (a) エマージング・カントリー単一国への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
  - (b) ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
  - (c) ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
  - (d) エマージング・カントリーの同一企業(政府関連機関を含みます。)が発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
  - (e) エマージング・カントリーの現地通貨建資産への実質投資は、行いません。
- f. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。(かかるヘッジは、委託会社が行います。)
 

なお、投資するマザーファンドでは、米ドル建資産以外の外貨建資産について、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

- g . 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- h . 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

#### 運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

### （2）【投資対象】

マザーファンド受益証券を通じて、エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

#### 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a . 有価証券
- b . デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（5）投資制限＜信託約款に定められた投資制限＞の および に定めるものに限ります。）に係る権利
- c . 約束手形
- d . 金銭債権

#### 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a . 転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
- b . 国債証券
- c . 地方債証券
- d . 特別の法律により法人の発行する債券
- e . 社債証券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- f . コマーシャル・ペーパー
- g . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a . から f . までの証券または証書の性質を有するもの
- h . 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、係る性質を有するものを含みます。）
- i . 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- j . 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- k . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発

### 行信託の受益証券に表示されるべきもの

a . の証券または証書およびg . の証券または証書のうち、 a . の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、 b . からe . までの証券およびg . の証券または証書のうちb . からe . までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

a . 預金

b . 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c . コール・ローン

d . 手形割引市場において売買される手形

e . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

f . 外国の者に対する権利でe . の権利の性質を有するもの

### 特別な場合の金融商品による運用

前記 の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 のa . からf . までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### その他の投資対象

a . 先物取引等

b . スワップ取引

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

### - 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

#### 1 . 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2 . 運用方法

##### (1) 投資対象

エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）

グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。

イ . プレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989年のプレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）

ロ . ユーロ債（米ドル建・ユーロ建）。（プレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場にお

いて米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)

ハ. 現地米ドル建債・現地ユーロ建債(エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。

イ. エマージング・カントリー単一国への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

ロ. ユーロ建資産への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

ハ. ソブリン債券以外への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。

ニ. エマージング・カントリーの同一企業(政府関連機関を含みます。)が発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ホ. エマージング・カントリーの現地通貨建資産への投資は、行いません。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

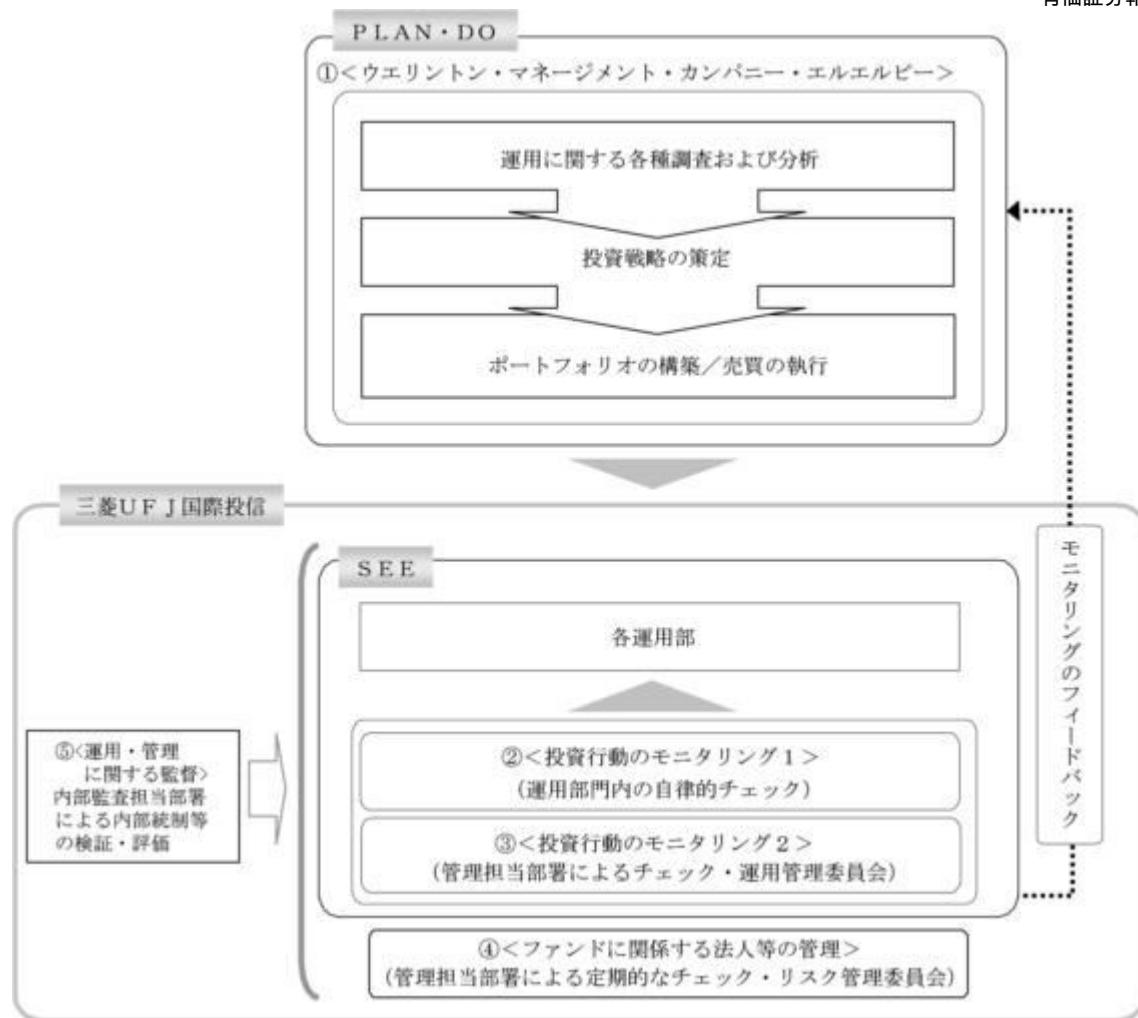
債券等の運用にあたっては、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

### 3. 投資制限

- (1) 株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (5) 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (7) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

### (3) 【運用体制】



### 運用の指図に関する権限の委託

当ファンドはマザーファンドの債券等の運用に関する権限をウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

### 投資行動のモニタリング1

委託会社では、運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

### 投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

### ファンドに関する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

#### (4) 【分配方針】

##### 収益分配方針

毎月5日(休業日の場合は翌営業日とします。)に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

###### a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

###### b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

###### c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

##### 収益分配金の交付

###### a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。

###### b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約<sup>\*</sup>」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

\* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することができます。

##### 収益の分配方式

###### a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を含みます。)を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。)を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

###### b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### (5) 【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

株式への投資

株式への実質投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

#### 新株引受権証券等への投資

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

#### 外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。（当該実質外貨建資産に関する為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を行うことができます。）

#### 株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいいます。

#### 投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

#### 同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいいます。

#### 先物取引等の運用指図・目的・範囲

a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

(a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

(c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融

商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- ( a ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
- ( b ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
- ( c ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c . 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- ( a ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ( b ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（b）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- ( c ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c . スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c .において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

#### 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、貸付時点において、貸付株式および貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する株式および公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図することができます。
- b . 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c . 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

#### 外国為替予約取引の指図および範囲

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b . 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た

額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### <その他法令等に定められた投資制限>

- 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議ができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

#### 金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。

ファンドは米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対

する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

#### 信用リスク(デフォルト・リスク)

債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。

一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

#### カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- a. 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- b. 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- c. 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- d. 先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

#### 為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建の有価証券に投資していますので(ただし、これらに限定されるものではありません。)、為替変動リスクが生じます。これら外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、設定や解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミングおよび範囲、ならびに市況動向等の要因により、完全に為替変動リスクを排除することはできません。

また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストが発生する場合があります。円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかるごとにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

#### カウンターパーティー・リスク(取引相手先の決済不履行リスク)

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

#### ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

#### ベンチマークについての留意点

「J.P. Morgan EMBI Global Diversified(円ヘッジあり・円ベース)」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

#### 運用指図の権限委託に係る留意点

委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、マザーファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。

なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびマザーファンドの名称を変更することができます。

#### その他の主な留意点

- a . 受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合には、解約資金を手当てるために保有債券を大量に売却しなければならないことがあります。その結果、ファンドの基準価額が大きく変動することがあります。
- b . 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- c . 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- d . 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金は行えないものとします。  
なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の換金についても同様とします。
- e . 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクリングオフ）の適用はありません。

#### (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

##### トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

##### コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

##### リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

##### 内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

#### <流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

#### 〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンス、オペレーション・リスクおよびプロダクト管理部門等によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

#### 〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

## ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・フーボン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関して、野村證券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイト・ダイバーシファイト	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイトとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ、エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4 【手数料等及び税金】

## (1) 【申込手数料】

申込価額(発行価格) × 3.24% (税抜 3.00%) を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(自動けいぞくコース)があり、分配金再投資コース(自動けいぞくコース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

#### (2)【換金(解約)手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%が差引かれます。

換金(解約)手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

#### (3)【信託報酬等】

a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.6956% (税抜1.5700%) の率を乗じて得た額とします。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.9000%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.6000%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0700%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、再委託先への投資顧問報酬が含まれます。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年2・8月の5日(休業日の場合は翌営業日)およびマザーファンドの償還時から3ヶ月以内に支払われ、その報酬額は、マザーファンドの計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率(上限0.55%)をかけた額とします。

#### (4)【その他の手数料等】

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- 信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の売買の際に発生する売買委

託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

#### (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

##### 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

###### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)・申告分離課税を選択することもできます。

###### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

##### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となりま

### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成30年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### 5【運用状況】

#### 【エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)為替ヘッジあり】

##### (1)【投資状況】

平成30年 2月28日現在  
(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	26,979,688,284	97.98
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		557,099,401	2.02
純資産総額		27,536,787,685	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

##### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a評価額上位30銘柄

平成30年 2月28日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	8,208,497,105	3.4007	27,914,636,105	3.2868	26,979,688,284	97.98

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

##### b全銘柄の種類/業種別投資比率

平成30年 2月28日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.98
合計	97.98

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成30年2月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成21年5月7日)	413,087,386	414,820,156	10,728	10,773
第2計算期間末日 (平成21年6月5日)	391,270,854	392,875,844	10,970	11,015
第3計算期間末日 (平成21年7月6日)	371,785,329	373,306,769	10,996	11,041
第4計算期間末日 (平成21年8月5日)	371,645,287	373,108,932	11,426	11,471
第5計算期間末日 (平成21年9月7日)	305,749,881	306,937,548	11,585	11,630
第6計算期間末日 (平成21年10月5日)	327,778,893	329,277,794	12,027	12,082
第7計算期間末日 (平成21年11月5日)	346,877,908	348,476,701	11,933	11,988
第8計算期間末日 (平成21年12月7日)	337,873,925	339,415,553	12,054	12,109
第9計算期間末日 (平成22年1月5日)	352,317,124	353,917,593	12,107	12,162
第10計算期間末日 (平成22年2月5日)	331,065,546	333,544,968	12,017	12,107
第11計算期間末日 (平成22年3月5日)	534,633,581	538,578,623	12,197	12,287
第12計算期間末日 (平成22年4月5日)	899,629,796	906,163,046	12,393	12,483
第13計算期間末日 (平成22年5月6日)	1,146,811,550	1,155,238,724	12,248	12,338
第14計算期間末日 (平成22年6月7日)	1,298,351,864	1,308,071,702	12,022	12,112
第15計算期間末日 (平成22年7月5日)	1,403,638,179	1,414,045,727	12,138	12,228
第16計算期間末日 (平成22年8月5日)	1,785,765,077	1,798,467,621	12,652	12,742
第17計算期間末日 (平成22年9月6日)	1,994,744,717	2,011,189,414	12,737	12,842
第18計算期間末日 (平成22年10月5日)	2,685,609,076	2,707,647,374	12,795	12,900
第19計算期間末日 (平成22年11月5日)	3,047,793,259	3,072,343,959	13,035	13,140
第20計算期間末日 (平成22年12月6日)	3,152,423,056	3,178,865,310	12,518	12,623
第21計算期間末日 (平成23年1月5日)	2,818,301,046	2,842,238,213	12,362	12,467

第22計算期間末日	(平成23年 2月 7日)	3,553,636,033	3,584,448,729	12,110	12,215
第23計算期間末日	(平成23年 3月 7日)	4,136,284,707	4,172,323,244	12,051	12,156
第24計算期間末日	(平成23年 4月 5日)	5,023,488,601	5,067,168,947	12,076	12,181
第25計算期間末日	(平成23年 5月 6日)	5,908,308,191	5,959,673,631	12,078	12,183
第26計算期間末日	(平成23年 6月 6日)	6,866,710,753	6,926,216,425	12,117	12,222
第27計算期間末日	(平成23年 7月 5日)	8,033,038,490	8,102,895,314	12,074	12,179
第28計算期間末日	(平成23年 8月 5日)	9,846,463,573	9,930,794,852	12,260	12,365
第29計算期間末日	(平成23年 9月 5日)	11,467,592,863	11,567,062,179	12,105	12,210
第30計算期間末日	(平成23年10月 5日)	11,311,186,808	11,415,804,246	11,353	11,458
第31計算期間末日	(平成23年11月 7日)	13,166,789,939	13,282,752,753	11,922	12,027
第32計算期間末日	(平成23年12月 5日)	14,119,816,013	14,246,893,319	11,667	11,772
第33計算期間末日	(平成24年 1月 5日)	16,596,931,657	16,746,724,644	11,634	11,739
第34計算期間末日	(平成24年 2月 6日)	19,051,397,626	19,221,031,779	11,792	11,897
第35計算期間末日	(平成24年 3月 5日)	24,360,379,177	24,574,026,389	11,972	12,077
第36計算期間末日	(平成24年 4月 5日)	31,239,142,451	31,516,613,383	11,821	11,926
第37計算期間末日	(平成24年 5月 7日)	35,705,289,959	36,019,448,690	11,934	12,039
第38計算期間末日	(平成24年 6月 5日)	38,094,571,941	38,442,571,119	11,494	11,599
第39計算期間末日	(平成24年 7月 5日)	43,434,462,997	43,819,438,223	11,847	11,952
第40計算期間末日	(平成24年 8月 6日)	50,434,828,148	50,871,548,435	12,126	12,231
第41計算期間末日	(平成24年 9月 5日)	59,143,998,823	59,656,880,278	12,108	12,213
第42計算期間末日	(平成24年10月 5日)	74,440,274,233	75,080,388,782	12,211	12,316
第43計算期間末日	(平成24年11月 5日)	104,795,127,172	105,700,411,244	12,155	12,260
第44計算期間末日	(平成24年12月 5日)	155,727,689,083	157,072,597,677	12,158	12,263
第45計算期間末日	(平成25年 1月 7日)	206,741,349,326	208,534,187,999	12,108	12,213
第46計算期間末日	(平成25年 2月 5日)	234,283,931,476	236,374,577,742	11,767	11,872
第47計算期間末日	(平成25年 3月 5日)	239,572,471,335	241,721,329,519	11,706	11,811
第48計算期間末日	(平成25年 4月 5日)	234,950,312,624	237,066,667,759	11,657	11,762
第49計算期間末日	(平成25年 5月 7日)	229,094,677,247	231,132,552,890	11,804	11,909
第50計算期間末日	(平成25年 6月 5日)	206,914,670,767	208,856,767,329	11,187	11,292
第51計算期間末日	(平成25年 7月 5日)	184,164,216,506	185,984,000,888	10,626	10,731
第52計算期間末日	(平成25年 8月 5日)	171,950,370,492	173,663,388,032	10,540	10,645
第53計算期間末日	(平成25年 9月 5日)	156,576,823,185	158,203,537,427	10,107	10,212
第54計算期間末日	(平成25年10月 7日)	152,343,423,801	153,885,027,185	10,376	10,481
第55計算期間末日	(平成25年11月 5日)	150,115,690,223	151,628,640,293	10,418	10,523
第56計算期間末日	(平成25年12月 5日)	141,356,963,910	142,825,037,536	10,110	10,215
第57計算期間末日	(平成26年 1月 6日)	136,621,836,583	138,037,672,196	10,132	10,237
第58計算期間末日	(平成26年 2月 5日)	130,389,880,996	131,759,991,997	9,993	10,098
第59計算期間末日	(平成26年 3月 5日)	127,452,820,882	128,775,658,022	10,117	10,222
第60計算期間末日	(平成26年 4月 7日)	122,557,334,451	123,823,657,517	10,162	10,267
第61計算期間末日	(平成26年 5月 7日)	120,302,429,971	121,543,321,207	10,180	10,285
第62計算期間末日	(平成26年 6月 5日)	118,593,804,288	119,806,823,819	10,266	10,371
第63計算期間末日	(平成26年 7月 7日)	115,622,579,010	116,809,415,176	10,229	10,334

第64計算期間末日	(平成26年 8月 5日)	112,492,422,225	113,269,514,819	10,133	10,203
第65計算期間末日	(平成26年 9月 5日)	103,174,395,074	103,883,043,885	10,192	10,262
第66計算期間末日	(平成26年10月 6日)	93,714,423,103	94,374,944,586	9,932	10,002
第67計算期間末日	(平成26年11月 5日)	89,506,745,636	90,134,354,686	9,983	10,053
第68計算期間末日	(平成26年12月 5日)	84,208,487,736	84,800,744,158	9,953	10,023
第69計算期間末日	(平成27年 1月 5日)	79,148,352,843	79,714,572,073	9,785	9,855
第70計算期間末日	(平成27年 2月 5日)	75,983,096,229	76,522,566,524	9,859	9,929
第71計算期間末日	(平成27年 3月 5日)	72,515,375,154	73,032,745,789	9,811	9,881
第72計算期間末日	(平成27年 4月 6日)	69,147,457,612	69,642,020,194	9,787	9,857
第73計算期間末日	(平成27年 5月 7日)	64,956,260,682	65,424,300,066	9,715	9,785
第74計算期間末日	(平成27年 6月 5日)	61,600,872,783	62,053,416,477	9,528	9,598
第75計算期間末日	(平成27年 7月 6日)	58,828,209,874	59,266,552,001	9,394	9,464
第76計算期間末日	(平成27年 8月 5日)	56,670,975,674	57,097,505,555	9,301	9,371
第77計算期間末日	(平成27年 9月 7日)	53,610,710,937	54,021,560,392	9,134	9,204
第78計算期間末日	(平成27年10月 5日)	51,255,090,896	51,653,195,772	9,012	9,082
第79計算期間末日	(平成27年11月 5日)	50,965,766,066	51,355,302,709	9,159	9,229
第80計算期間末日	(平成27年12月 7日)	48,209,651,541	48,585,339,577	8,983	9,053
第81計算期間末日	(平成28年 1月 5日)	46,149,438,288	46,515,501,665	8,825	8,895
第82計算期間末日	(平成28年 2月 5日)	44,779,956,361	44,984,991,165	8,736	8,776
第83計算期間末日	(平成28年 3月 7日)	44,478,313,117	44,677,389,188	8,937	8,977
第84計算期間末日	(平成28年 4月 5日)	43,747,678,209	43,941,117,730	9,046	9,086
第85計算期間末日	(平成28年 5月 6日)	42,589,524,168	42,776,755,167	9,099	9,139
第86計算期間末日	(平成28年 6月 6日)	41,310,749,166	41,491,950,165	9,119	9,159
第87計算期間末日	(平成28年 7月 5日)	40,662,314,414	40,837,297,633	9,295	9,335
第88計算期間末日	(平成28年 8月 5日)	39,492,494,729	39,660,530,479	9,401	9,441
第89計算期間末日	(平成28年 9月 5日)	38,881,407,809	39,045,098,516	9,501	9,541
第90計算期間末日	(平成28年10月 5日)	38,065,486,703	38,225,110,146	9,539	9,579
第91計算期間末日	(平成28年11月 7日)	36,507,050,463	36,663,043,785	9,361	9,401
第92計算期間末日	(平成28年12月 5日)	34,087,183,850	34,239,460,032	8,954	8,994
第93計算期間末日	(平成29年 1月 5日)	33,488,383,728	33,635,478,267	9,107	9,147
第94計算期間末日	(平成29年 2月 6日)	32,970,850,118	33,114,934,525	9,153	9,193
第95計算期間末日	(平成29年 3月 6日)	32,358,674,348	32,499,505,821	9,191	9,231
第96計算期間末日	(平成29年 4月 5日)	31,799,829,960	31,937,992,850	9,206	9,246
第97計算期間末日	(平成29年 5月 8日)	31,634,735,534	31,771,098,912	9,280	9,320
第98計算期間末日	(平成29年 6月 5日)	31,239,468,184	31,373,354,396	9,333	9,373
第99計算期間末日	(平成29年 7月 5日)	30,425,470,924	30,557,334,044	9,229	9,269
第100計算期間末日	(平成29年 8月 7日)	30,361,385,222	30,491,830,050	9,310	9,350
第101計算期間末日	(平成29年 9月 5日)	30,291,147,051	30,420,308,688	9,381	9,421
第102計算期間末日	(平成29年10月 5日)	29,856,072,252	29,983,881,604	9,344	9,384
第103計算期間末日	(平成29年11月 6日)	29,405,863,898	29,532,422,843	9,294	9,334
第104計算期間末日	(平成29年12月 5日)	28,860,362,410	28,985,354,013	9,236	9,276
第105計算期間末日	(平成30年 1月 5日)	28,659,966,096	28,783,725,111	9,263	9,303

第106計算期間末日 (平成30年 2月 5日)	28,084,925,778	28,207,782,593	9,144	9,184
平成29年 2月末日	32,649,624,860		9,239	
3月末日	31,959,446,973		9,250	
4月末日	31,769,073,438		9,308	
5月末日	31,383,292,604		9,352	
6月末日	30,576,789,402		9,290	
7月末日	30,447,352,395		9,307	
8月末日	30,348,180,479		9,387	
9月末日	29,874,360,767		9,345	
10月末日	29,539,817,369		9,329	
11月末日	29,033,816,295		9,276	
12月末日	28,702,251,988		9,267	
平成30年 1月末日	28,337,598,169		9,206	
2月末日	27,536,787,685		9,016	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	45円
第2計算期間	45円
第3計算期間	45円
第4計算期間	45円
第5計算期間	45円
第6計算期間	55円
第7計算期間	55円
第8計算期間	55円
第9計算期間	55円
第10計算期間	90円
第11計算期間	90円
第12計算期間	90円
第13計算期間	90円
第14計算期間	90円
第15計算期間	90円
第16計算期間	90円
第17計算期間	105円
第18計算期間	105円
第19計算期間	105円
第20計算期間	105円
第21計算期間	105円
第22計算期間	105円
第23計算期間	105円

第24計算期間	105円
第25計算期間	105円
第26計算期間	105円
第27計算期間	105円
第28計算期間	105円
第29計算期間	105円
第30計算期間	105円
第31計算期間	105円
第32計算期間	105円
第33計算期間	105円
第34計算期間	105円
第35計算期間	105円
第36計算期間	105円
第37計算期間	105円
第38計算期間	105円
第39計算期間	105円
第40計算期間	105円
第41計算期間	105円
第42計算期間	105円
第43計算期間	105円
第44計算期間	105円
第45計算期間	105円
第46計算期間	105円
第47計算期間	105円
第48計算期間	105円
第49計算期間	105円
第50計算期間	105円
第51計算期間	105円
第52計算期間	105円
第53計算期間	105円
第54計算期間	105円
第55計算期間	105円
第56計算期間	105円
第57計算期間	105円
第58計算期間	105円
第59計算期間	105円
第60計算期間	105円
第61計算期間	105円
第62計算期間	105円
第63計算期間	105円
第64計算期間	70円
第65計算期間	70円

第66計算期間	70円
第67計算期間	70円
第68計算期間	70円
第69計算期間	70円
第70計算期間	70円
第71計算期間	70円
第72計算期間	70円
第73計算期間	70円
第74計算期間	70円
第75計算期間	70円
第76計算期間	70円
第77計算期間	70円
第78計算期間	70円
第79計算期間	70円
第80計算期間	70円
第81計算期間	70円
第82計算期間	40円
第83計算期間	40円
第84計算期間	40円
第85計算期間	40円
第86計算期間	40円
第87計算期間	40円
第88計算期間	40円
第89計算期間	40円
第90計算期間	40円
第91計算期間	40円
第92計算期間	40円
第93計算期間	40円
第94計算期間	40円
第95計算期間	40円
第96計算期間	40円
第97計算期間	40円
第98計算期間	40円
第99計算期間	40円
第100計算期間	40円
第101計算期間	40円
第102計算期間	40円
第103計算期間	40円
第104計算期間	40円
第105計算期間	40円
第106計算期間	40円

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	7.73
第2計算期間	2.67
第3計算期間	0.64
第4計算期間	4.31
第5計算期間	1.78
第6計算期間	4.29
第7計算期間	0.32
第8計算期間	1.47
第9計算期間	0.89
第10計算期間	0.00
第11計算期間	2.24
第12計算期間	2.34
第13計算期間	0.44
第14計算期間	1.11
第15計算期間	1.71
第16計算期間	4.97
第17計算期間	1.50
第18計算期間	1.27
第19計算期間	2.69
第20計算期間	3.16
第21計算期間	0.40
第22計算期間	1.18
第23計算期間	0.37
第24計算期間	1.07
第25計算期間	0.88
第26計算期間	1.19
第27計算期間	0.51
第28計算期間	2.41
第29計算期間	0.40
第30計算期間	5.34
第31計算期間	5.93
第32計算期間	1.25
第33計算期間	0.61
第34計算期間	2.26
第35計算期間	2.41
第36計算期間	0.38
第37計算期間	1.84
第38計算期間	2.80

第39計算期間	3.98
第40計算期間	3.24
第41計算期間	0.71
第42計算期間	1.71
第43計算期間	0.40
第44計算期間	0.88
第45計算期間	0.45
第46計算期間	1.94
第47計算期間	0.37
第48計算期間	0.47
第49計算期間	2.16
第50計算期間	4.33
第51計算期間	4.07
第52計算期間	0.17
第53計算期間	3.11
第54計算期間	3.70
第55計算期間	1.41
第56計算期間	1.94
第57計算期間	1.25
第58計算期間	0.33
第59計算期間	2.29
第60計算期間	1.48
第61計算期間	1.21
第62計算期間	1.87
第63計算期間	0.66
第64計算期間	0.25
第65計算期間	1.27
第66計算期間	1.86
第67計算期間	1.21
第68計算期間	0.40
第69計算期間	0.98
第70計算期間	1.47
第71計算期間	0.22
第72計算期間	0.46
第73計算期間	0.02
第74計算期間	1.20
第75計算期間	0.67
第76計算期間	0.24
第77計算期間	1.04
第78計算期間	0.56
第79計算期間	2.40
第80計算期間	1.15

第81計算期間	0.97
第82計算期間	0.55
第83計算期間	2.75
第84計算期間	1.66
第85計算期間	1.02
第86計算期間	0.65
第87計算期間	2.36
第88計算期間	1.57
第89計算期間	1.48
第90計算期間	0.82
第91計算期間	1.44
第92計算期間	3.92
第93計算期間	2.15
第94計算期間	0.94
第95計算期間	0.85
第96計算期間	0.59
第97計算期間	1.23
第98計算期間	1.00
第99計算期間	0.68
第100計算期間	1.31
第101計算期間	1.19
第102計算期間	0.03
第103計算期間	0.10
第104計算期間	0.19
第105計算期間	0.72
第106計算期間	0.85

(注)「收益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	385,060,048		385,060,048
第2計算期間	35,364,437	63,760,000	356,664,485
第3計算期間	21,628,568	40,195,169	338,097,884
第4計算期間	18,001,629	30,844,981	325,254,532
第5計算期間	41,533,192	102,861,520	263,926,204
第6計算期間	44,798,894	36,197,466	272,527,632
第7計算期間	41,626,496	23,464,327	290,689,801
第8計算期間	27,356,217	37,749,841	280,296,177
第9計算期間	11,730,021	1,031,692	290,994,506
第10計算期間	307,667	15,810,795	275,491,378

第11計算期間	175,786,291	12,939,631	438,338,038
第12計算期間	288,066,620	487,979	725,916,679
第13計算期間	236,461,229	26,025,136	936,352,772
第14計算期間	143,950,607	321,285	1,079,982,094
第15計算期間	105,116,965	28,704,836	1,156,394,223
第16計算期間	286,011,715	31,012,150	1,411,393,788
第17計算期間	316,013,539	161,245,679	1,566,161,648
第18計算期間	601,906,403	69,182,509	2,098,885,542
第19計算期間	455,602,300	216,325,844	2,338,161,998
第20計算期間	405,601,268	225,453,271	2,518,309,995
第21計算期間	262,516,546	501,096,299	2,279,730,242
第22計算期間	777,933,500	123,121,175	2,934,542,567
第23計算期間	607,564,389	109,865,261	3,432,241,695
第24計算期間	810,470,179	82,678,906	4,160,032,968
第25計算期間	940,156,688	208,242,961	4,891,946,695
第26計算期間	892,555,215	117,294,986	5,667,206,924
第27計算期間	1,053,264,205	67,440,252	6,653,030,877
第28計算期間	1,638,060,105	259,540,559	8,031,550,423
第29計算期間	1,702,341,455	260,623,651	9,473,268,227
第30計算期間	761,705,525	271,408,196	9,963,565,556
第31計算期間	1,198,867,137	118,355,139	11,044,077,554
第32計算期間	1,244,954,260	186,431,182	12,102,600,632
第33計算期間	2,243,774,423	80,376,225	14,265,998,830
第34計算期間	2,161,064,226	271,429,369	16,155,633,687
第35計算期間	4,333,980,783	142,260,934	20,347,353,536
第36計算期間	6,748,025,377	669,575,837	26,425,803,076
第37計算期間	3,857,855,820	363,779,676	29,919,879,220
第38計算期間	3,942,921,085	720,021,397	33,142,778,908
第39計算期間	4,530,380,163	1,008,851,752	36,664,307,319
第40計算期間	7,768,286,485	2,840,185,515	41,592,408,289
第41計算期間	11,735,312,338	4,481,867,680	48,845,852,947
第42計算期間	17,454,098,117	5,336,660,632	60,963,290,432
第43計算期間	29,207,022,500	3,952,782,196	86,217,530,736
第44計算期間	45,382,824,961	3,513,822,848	128,086,532,849
第45計算期間	46,005,160,281	3,345,152,780	170,746,540,350
第46計算期間	34,307,071,857	5,944,443,925	199,109,168,282
第47計算期間	16,473,543,124	10,929,550,982	204,653,160,424
第48計算期間	13,465,154,700	16,560,683,177	201,557,631,947
第49計算期間	8,103,595,882	15,577,833,167	194,083,394,662
第50計算期間	9,147,021,953	18,268,839,199	184,961,577,416
第51計算期間	4,193,162,802	15,841,941,848	173,312,798,370
第52計算期間	1,756,926,106	11,925,196,799	163,144,527,677

第53計算期間	3,991,154,041	12,210,515,793	154,925,165,925
第54計算期間	3,402,511,849	11,508,307,786	146,819,369,988
第55計算期間	4,141,163,626	6,870,050,734	144,090,482,880
第56計算期間	4,249,448,398	8,523,395,434	139,816,535,844
第57計算期間	3,166,161,242	8,141,210,041	134,841,487,045
第58計算期間	2,909,011,385	7,263,736,340	130,486,762,090
第59計算期間	1,348,275,969	5,850,548,471	125,984,489,588
第60計算期間	1,763,223,624	7,145,516,408	120,602,196,804
第61計算期間	2,291,412,881	4,713,491,958	118,180,117,727
第62計算期間	2,202,435,599	4,856,883,676	115,525,669,650
第63計算期間	2,585,786,571	5,079,440,352	113,032,015,869
第64計算期間	1,959,965,652	3,978,753,720	111,013,227,801
第65計算期間	707,620,886	10,485,304,249	101,235,544,438
第66計算期間	408,304,251	7,283,636,725	94,360,211,964
第67計算期間	304,198,363	5,005,974,519	89,658,435,808
第68計算期間	819,510,307	5,869,885,767	84,608,060,348
第69計算期間	500,552,972	4,220,151,821	80,888,461,499
第70計算期間	335,953,028	4,157,229,426	77,067,185,101
第71計算期間	271,908,995	3,429,003,263	73,910,090,833
第72計算期間	262,797,734	3,521,091,114	70,651,797,453
第73計算期間	318,462,122	4,107,490,314	66,862,769,261
第74計算期間	385,726,252	2,599,396,327	64,649,099,186
第75計算期間	360,809,421	2,389,604,729	62,620,303,878
第76計算期間	184,480,610	1,871,944,211	60,932,840,277
第77計算期間	257,106,233	2,497,167,188	58,692,779,322
第78計算期間	169,788,586	1,990,442,716	56,872,125,192
第79計算期間	340,638,374	1,564,671,581	55,648,091,985
第80計算期間	178,110,214	2,156,482,656	53,669,719,543
第81計算期間	173,083,517	1,548,034,916	52,294,768,144
第82計算期間	148,941,548	1,185,008,688	51,258,701,004
第83計算期間	85,126,888	1,574,810,011	49,769,017,881
第84計算期間	117,418,129	1,526,555,736	48,359,880,274
第85計算期間	155,522,428	1,707,652,933	46,807,749,769
第86計算期間	156,964,264	1,664,464,100	45,300,249,933
第87計算期間	162,611,944	1,717,056,908	43,745,804,969
第88計算期間	455,638,119	2,192,505,344	42,008,937,744
第89計算期間	384,830,518	1,471,091,508	40,922,676,754
第90計算期間	656,594,383	1,673,410,170	39,905,860,967
第91計算期間	465,154,763	1,372,685,047	38,998,330,683
第92計算期間	251,039,097	1,180,324,140	38,069,045,640
第93計算期間	275,882,894	1,571,293,561	36,773,634,973
第94計算期間	209,966,123	962,499,172	36,021,101,924

第95計算期間	178,899,149	992,132,678	35,207,868,395
第96計算期間	214,167,900	881,313,744	34,540,722,551
第97計算期間	273,346,387	723,224,421	34,090,844,517
第98計算期間	218,371,717	837,663,227	33,471,553,007
第99計算期間	298,497,260	804,270,047	32,965,780,220
第100計算期間	344,063,591	698,636,573	32,611,207,238
第101計算期間	188,639,329	509,437,235	32,290,409,332
第102計算期間	338,642,146	676,713,241	31,952,338,237
第103計算期間	273,577,362	586,179,292	31,639,736,307
第104計算期間	223,307,107	615,142,552	31,247,900,862
第105計算期間	212,251,334	520,398,346	30,939,753,850
第106計算期間	219,150,410	444,700,393	30,714,203,867

(参考)

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

投資状況

平成30年 2月28日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	ハンガリー	5,315,541,130	7.44
	クロアチア	3,930,319,153	5.50
	ドミニカ共和国	2,936,038,877	4.11
	トルコ	2,901,813,298	4.06
	スリランカ	2,712,969,183	3.80
	オマーン	2,708,481,352	3.79
	ロシア	2,112,216,526	2.95
	アゼルバイジャン	2,100,091,288	2.94
	アルゼンチン	2,011,413,824	2.81
	コートジボワール	1,932,718,562	2.70
	ウクライナ	1,687,538,860	2.36
	エジプト	1,648,357,110	2.31
	ナイジェリア	1,645,497,283	2.30
	インドネシア	1,493,055,645	2.09
	アラブ首長国連邦	1,332,622,844	1.86
	エクアドル	1,234,290,087	1.73
	サウジアラビア	1,175,764,624	1.64
	ルーマニア	1,147,426,472	1.61
	南アフリカ	1,050,073,746	1.47
	ガーナ	960,573,601	1.34

パラグアイ	912,060,103	1.28	
セネガル共和国	880,870,907	1.23	
ウルグアイ	851,234,269	1.19	
ブラジル	794,427,409	1.11	
ジャマイカ	759,684,758	1.06	
ザンビア	741,019,892	1.04	
カタール	734,819,770	1.03	
モンゴル国	575,279,520	0.80	
モロッコ	514,386,572	0.72	
コロンビア	508,337,897	0.71	
コスタリカ	502,401,334	0.70	
セルビア	494,912,260	0.69	
レバノン	444,443,245	0.62	
ブルガリア	418,557,132	0.59	
アルメニア共和国	393,572,680	0.55	
ケニア	382,411,698	0.53	
エルサルバドル	366,883,290	0.51	
リトアニア	353,083,829	0.49	
ヨルダン	285,424,249	0.40	
ホンジュラス	284,733,230	0.40	
ベネズエラ	280,879,920	0.39	
イスラエル	240,094,524	0.34	
アンゴラ共和国	226,759,061	0.32	
パキスタン	176,584,825	0.25	
ポーランド	162,117,705	0.23	
エチオピア連邦	134,382,795	0.19	
メキシコ	102,055,614	0.14	
タジキスタン	100,694,807	0.14	
クウェート	93,808,654	0.13	
ベラルーシ共和国	35,951,744	0.05	
小計	54,788,677,158	76.65	
特殊債券	チュニジア	726,196,668	1.02
	カザフスタン	443,367,761	0.62
	ケイマン諸島	235,939,133	0.33
	南アフリカ	231,815,925	0.32
	アイルランド	152,186,828	0.21
小計		1,789,506,315	2.50
社債券	英ヴァージン諸島	1,919,115,751	2.68
	メキシコ	1,718,790,041	2.40
	モロッコ	1,321,256,688	1.85
	アゼルバイジャン	994,427,144	1.39
	カザフスタン	902,882,841	1.26

ルクセンブルグ	682,834,369	0.96
アラブ首長国連邦	474,545,274	0.66
オランダ	437,586,435	0.61
イスラエル	413,770,679	0.58
ベネズエラ	406,758,629	0.57
アルゼンチン	315,991,337	0.44
コロンビア	291,885,345	0.41
ブラジル	288,169,269	0.40
チリ	269,421,276	0.38
小計	10,437,435,078	14.60
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	4,466,729,794	6.25
純資産総額	71,482,348,345	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### その他の資産の投資状況

平成30年 2月28日現在  
(単位:円)

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
債券先物取引	売建	ドイツ	2,519,462,745	3.52

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### a 評価額上位30銘柄

平成30年 2月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
ハンガリー	国債証券	6.375 HUNGARY 210329	28,624,000	11,823.58	3,384,382,799	11,743.63	3,361,498,568	6.375000	2021/3/29	4.70
アゼルバイジャン	国債証券	4.75 AZERBAIJAN 240318	14,127,000	11,155.18	1,575,892,939	10,911.47	1,541,464,250	4.750000	2024/3/18	2.16
ハンガリー	国債証券	5.375 HUNGARY 230221	11,178,000	11,795.75	1,318,529,393	11,638.32	1,300,932,326	5.375000	2023/2/21	1.82
クロアチア	国債証券	6.375 CROATIA 210324	9,885,000	11,709.20	1,157,454,730	11,590.09	1,145,681,148	6.375000	2021/3/24	1.60
ドミニカ共和国	国債証券	6.6 DOMINICAN 240128	9,020,000	11,907.65	1,074,070,491	11,767.75	1,061,451,230	6.600000	2024/1/28	1.48
スリランカ	国債証券	6 SRI LANKA 190114	9,118,000	11,027.88	1,005,522,719	10,910.24	994,795,820	6.000000	2019/1/14	1.39
クロアチア	国債証券	6.625 CROATIA 200714	8,394,000	11,605.36	974,154,389	11,528.85	967,731,984	6.625000	2020/7/14	1.35
コートジボワール	国債証券	5.375 IVORY COAST 240723	8,905,000	10,889.46	969,706,894	10,641.14	947,593,523	5.375000	2024/7/23	1.33

スリランカ	国債証券	6.85 SRI LANKA 251103	8,214,000	11,803.08	969,505,602	11,276.45	926,248,347	6.850000	2025/11/3	1.30
トルコ	国債証券	7 TURKEY 200605	7,295,000	11,524.17	840,688,378	11,446.32	835,009,713	7.000000	2020/6/5	1.17
ルーマニア	国債証券	3.875 ROMANIA 351029	5,680,000	14,333.28	814,130,399	14,249.68	809,381,970	3.875000	2035/10/29	1.13
インドネシア	国債証券	7.75 INDONESIA 380117	5,549,000	15,078.07	836,682,463	14,578.99	808,988,667	7.750000	2038/1/17	1.13
アルゼンチン	国債証券	STEP ARGENTINA 381231	10,480,000	7,456.84	781,477,514	7,204.52	755,034,430	2.500000	2038/12/31	1.06
カタール	国債証券	2.375 QATAR 210602	7,065,000	10,432.17	737,033,274	10,400.84	734,819,770	2.375000	2021/6/2	1.03
英ヴァージン諸島	社債券	3.625 SINOPEC GRP 270412	6,950,000	10,527.11	731,634,362	10,466.20	727,401,048	3.625000	2027/4/12	1.02
ロシア	国債証券	5.25 RUSSIA 470623	6,400,000	11,302.57	723,364,575	11,200.83	716,853,658	5.250000	2047/6/23	1.00
アラブ首長国連邦	国債証券	2.5 ABU DHABI GOV 221011	6,830,000	10,424.63	712,002,858	10,362.42	707,753,902	2.500000	2022/10/11	0.99
サウジアラビア	国債証券	2.375 SAUDI INTER 211026	6,780,000	10,403.95	705,388,470	10,367.24	702,899,545	2.375000	2021/10/26	0.98
トルコ	国債証券	5.625 TURKEY 210330	6,265,000	11,248.88	704,742,737	11,190.57	701,089,450	5.625000	2021/3/30	0.98
オマーン	国債証券	5.375 OMAN GOV IN 270308	6,460,000	10,764.91	695,413,585	10,698.64	691,132,624	5.375000	2027/3/8	0.97
モロッコ	社債券	4.5 OFFICE CHE 251022	6,260,000	10,822.05	677,460,863	10,590.60	662,971,623	4.500000	2025/10/22	0.93
ドミニカ共和国	国債証券	5.875 DOMINICAN 240418	5,763,000	11,475.16	661,313,975	11,391.95	656,518,482	5.875000	2024/4/18	0.92
ウルグアイ	国債証券	5.1 URUGUAY 500618	5,849,237	11,461.74	670,424,775	11,177.21	653,781,912	5.100000	2050/6/18	0.91
ハンガリー	国債証券	5.75 HUNGARY 231122	5,480,000	12,107.14	663,471,742	11,918.07	653,110,236	5.750000	2023/11/22	0.91
ガーナ	国債証券	10.75 REP GHANA 301014	4,470,000	14,496.02	647,972,260	14,485.60	647,506,714	10.750000	2030/10/14	0.91
スリランカ	国債証券	6.2 SRI LANKA 270511	5,805,000	11,298.93	655,902,979	10,730.85	622,926,332	6.200000	2027/5/11	0.87
パラグアイ	国債証券	4.625 PARAGUAY 230125	5,550,000	11,193.32	621,229,399	11,046.22	613,065,521	4.625000	2023/1/25	0.86
ブラジル	国債証券	8.25 BRAZIL 340120	4,460,000	13,770.20	614,151,032	13,732.62	612,474,986	8.250000	2034/1/20	0.86
クロアチア	国債証券	6 CROATIA 240126	5,120,000	11,846.14	606,522,473	11,805.00	604,416,481	6.000000	2024/1/26	0.85
エクアドル	国債証券	9.65 ECUADOR 261213	4,910,000	12,280.44	602,969,788	11,931.49	585,836,220	9.650000	2026/12/13	0.82

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成30年 2月28日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	76.65
特殊債券	2.50
社債券	14.60
合計	93.75

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの

平成30年 2月28日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額(円)	評価金額	評価金額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ 金融先物取引所	EU BOBL 1803	売建	34	ユーロ	4,431,220	581,730,561	4,451,280	584,364,038	0.82
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ 金融先物取引所	EURO-B 1803	売建	46	ユーロ	7,262,020	953,357,986	7,323,200	961,389,696	1.34
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ 金融先物取引所	EU BUXL 1803	売建	46	ユーロ	7,330,595.75	962,360,610	7,417,040	973,709,011	1.36

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

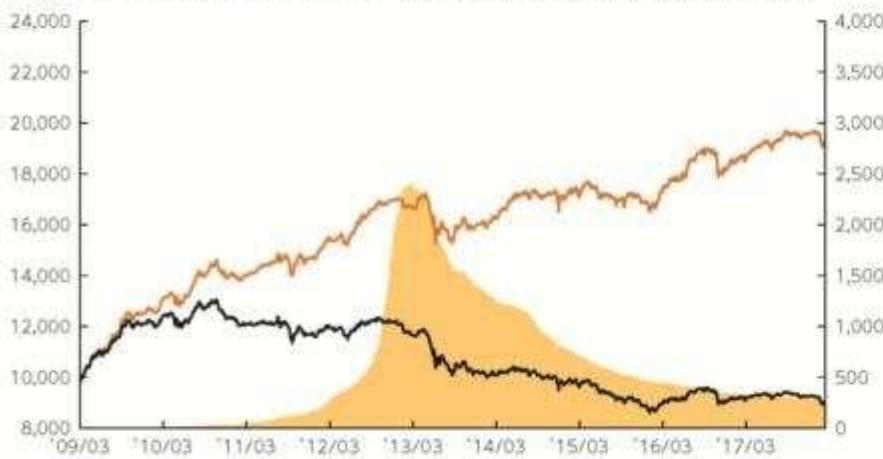
参考情報



# 運用実績

2018年2月28日現在

## ■ 基準価額・純資産の推移 2009年3月18日(設定日)～2018年2月28日



\*基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示

\*基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■ 基準価額・純資産

基 準 価 額	9,016円
純 資 産 総 額	275.3億円

## ■ 分配の推移

2018年2月	40円
2018年1月	40円
2017年12月	40円
2017年11月	40円
2017年10月	40円
2017年9月	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	8,270円

\*分配金は1万口当たり、税引前

## ■ 主要な資産の状況

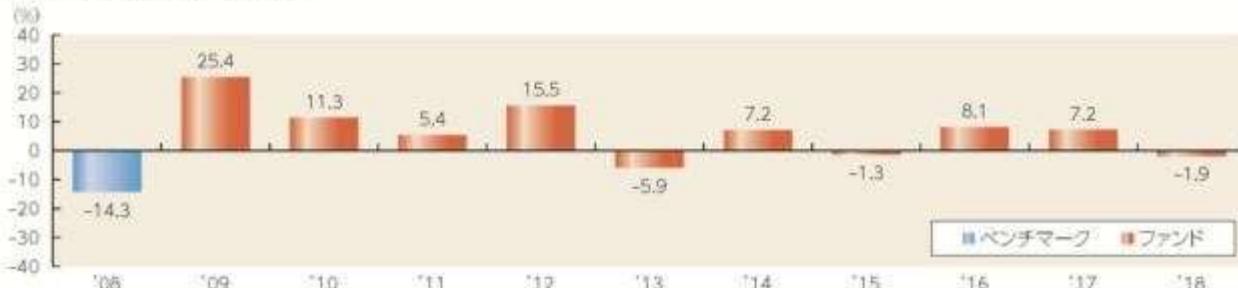
種別構成	比率	運用別構成	比率	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
国債	75.1%	円	97.9%	1 6.375 HUNGARY 210329	国債	ハンガリー	4.6%
特殊債	2.5%	アメリカドル	1.7%	2 4.75 AZERBAIJAN 240318	国債	アゼルバイジャン	2.1%
社債	14.3%	ユーロ	0.4%	3 5.375 HUNGARY 230221	国債	ハンガリー	1.8%
				4 6.375 CROATIA 210324	国債	クロアチア	1.6%
				5 6.6 DOMINICAN 240128	国債	ドミニカ共和国	1.5%
				6 6 SRI LANKA 190114	国債	スリランカ	1.4%
コールローン他				7 6.625 CROATIA 200714	国債	クロアチア	1.3%
(負債控除後)	8.1%			8 5.375 IVORY COAST 240723	国債	コートジボワール	1.3%
合計	100.0%	合計	100.0%	9 6.85 SRI LANKA 251103	国債	スリランカ	1.3%
				10 7 TURKEY 200605	国債	トルコ	1.1%

### その他資産の状況

債券先物取引(売建) -3.5%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 社債には政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券が含まれています。
- 「国・地域」は、原則として、リスク所在国を記載しています。

## ■ 年間收益率の推移



\*收益率は基準価額(分配金再投資)で計算

\*2009年は設定日から年末までの、2018年は年初から2月28日までの收益率を表示

\*2008年はベンチマークの年間收益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 1 【申込（販売）手続等】

### 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。  
ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### 申込単位

販売会社が定める単位

### 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

### 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### 申込手数料

申込価額（発行価格）×3.24%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

### 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

### 申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社

にご確認ください。

#### 取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

#### その他

販売会社によっては、「エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）」、「エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）」、「エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）」または「エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり」からの乗換え（以下「スイッチング」といいます。）による取得申込みを取扱う場合があります。その場合の申込手数料は販売会社が定めるものとします。ただし、スイッチングにより解約をするファンドは、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 2 【換金（解約）手続等】

#### 解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

#### 解約単位

販売会社が定める単位

#### 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

#### 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%をかけた額

#### 解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

#### 解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

## 支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

## 解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

## 解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受けた解約請求を取消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

## その他

販売会社によっては、スイッチングによる解約を取扱う場合があります。その場合の換金についても同様とします。くわしくは、販売会社にご確認ください。

換金(解約)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

#### 基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

#### (資産の評価方法)

##### ・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場(外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場)で評価します。

##### ・転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額(外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額)で評価します。

## ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

## ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

## ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

## ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

## ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

## ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

## 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

## 基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

## (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

平成35年8月5日まで（平成21年3月18日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

## (4)【計算期間】

毎月6日から翌月5日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

## (5)【その他】

## ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と

合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

#### 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

#### ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、1年間とします。ただし、相手方に対し90日以上の事前の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長するものとします。

#### 運用報告書

委託会社は、6ヶ月毎（毎年2月および8月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡する事があります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡する事があります。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

#### 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

### （1）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

#### 分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

**分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）**

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

**( 2 ) 償還金に対する受領権**

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

**( 3 ) 換金（解約）請求権**

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成29年8月8日から平成30年2月5日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

### 1【財務諸表】

## 【エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)為替ヘッジあり】

## (1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 [ 平成29年 8月 7日現在 ]	当期 [ 平成30年 2月 5日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	488,103,931	283,177,192
親投資信託受益証券	29,785,926,559	27,500,147,983
派生商品評価勘定	211,564,920	358,830,230
未収入金	127,358,989	187,045,076
流動資産合計	30,612,954,399	28,329,200,481
資産合計	30,612,954,399	28,329,200,481
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,915,890	6,240,215
未払収益分配金	130,444,828	122,856,815
未払解約金	67,480,307	74,009,073
未払受託者報酬	2,078,086	1,830,860
未払委託者報酬	44,530,425	39,232,697
未払利息	903	432
その他未払費用	118,738	104,611
流動負債合計	251,569,177	244,274,703
負債合計	251,569,177	244,274,703
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	32,611,207,238	30,714,203,867
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金( )	2,249,822,016	2,629,278,089
(分配準備積立金)	66,841,599	1,866,367
元本等合計	30,361,385,222	28,084,925,778
純資産合計	30,361,385,222	28,084,925,778
負債純資産合計	30,612,954,399	28,329,200,481

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 平成29年 2月 7日 至 平成29年 8月 7日	当期 自 平成29年 8月 8日 至 平成30年 2月 5日
<b>営業収益</b>		
受取利息	3,511	4,935
有価証券売買等損益	1,456,823,743	603,449,730
為替差損益	145,757,782	125,487,135
<b>営業収益合計</b>	<b>1,602,585,036</b>	<b>477,967,530</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	285,560	250,209
受託者報酬	11,884,354	11,085,904
委託者報酬	254,664,633	237,555,107
その他費用	689,842	633,420
<b>営業費用合計</b>	<b>267,524,389</b>	<b>249,524,640</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>1,335,060,647</b>	<b>228,442,890</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>1,335,060,647</b>	<b>228,442,890</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>1,335,060,647</b>	<b>228,442,890</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	931,985	15,059,226
期首剩余金又は期首次損金( )	3,050,251,806	2,249,822,016
剩余金増加額又は欠損金減少額	388,642,829	233,195,595
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	388,642,829	233,195,595
剩余金減少額又は欠損金増加額	112,653,770	101,016,417
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	112,653,770	101,016,417
<b>分配金</b>	<b>811,551,901</b>	<b>755,137,367</b>
<b>期末剩余金又は期末欠損金( )</b>	<b>2,249,822,016</b>	<b>2,629,278,089</b>

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年2月5日および8月5日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は平成29年8月8日から平成30年2月5日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [平成29年 8月 7日現在]	当期 [平成30年 2月 5日現在]
1. 期首元本額	36,021,101,924円	32,611,207,238円
期中追加設定元本額	1,527,346,004円	1,455,567,688円
期中一部解約元本額	4,937,240,690円	3,352,571,059円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	2,249,822,016円	2,629,278,089円
3. 受益権の総数	32,611,207,238口	30,714,203,867口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成29年 2月 7日 至 平成29年 8月 7日	当期 自 平成29年 8月 8日 至 平成30年 2月 5日
1. 運用に係る権限を委託するための費用	1. 運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、この信託の純資産総額に、この信託の純資産総額と別に定める追加型証券投資信託の純資産総額とを合算した額に応じて段階的に定める次に掲げる率に応じて求めた率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

100億円以下の部分に対して	年1万分の55
100億円超300億円以下の部分に対して	年1万分の50
300億円超500億円以下の部分に対して	年1万分の45
500億円超1,000億円以下の部分に対して	年1万分の40
1,000億円超の部分に対して	年1万分の35

(自 平成29年8月8日 至 平成29年11月6日)

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、この信託の純資産総額に、この信託の純資産総額と別に定める追加型証券投資信託の純資産総額とを合算した額に応じて段階的に定める次に掲げる率に応じて求めた率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

100億円以下の部分に対して	年1万分の55
100億円超300億円以下の部分に対して	年1万分の50
300億円超500億円以下の部分に対して	年1万分の45
500億円超1,000億円以下の部分に対して	年1万分の40
1,000億円超の部分に対して	年1万分の35

(自 平成29年11月7日 至 平成30年2月5日)

「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

## 2.分配金の計算過程

### 第95期

平成29年 2月 7日

平成29年 3月 6日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	124,324,610円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	2,170,688,663円
分配準備積立金額	D	148,242,655円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,443,255,928円
当ファンドの期末残存口数	F	35,207,868,395口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	693円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	140,831,473円

### 第96期

平成29年 3月 7日

平成29年 4月 5日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	124,319,499円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	2,130,776,253円
分配準備積立金額	D	130,342,735円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,385,438,487円
当ファンドの期末残存口数	F	34,540,722,551口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	690円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	138,162,890円

## 2.分配金の計算過程

### 第101期

平成29年 8月 8日

平成29年 9月 5日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	113,450,962円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	1,997,743,965円
分配準備積立金額	D	66,493,729円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,177,688,656円
当ファンドの期末残存口数	F	32,290,409,332口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	674円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	129,161,637円

### 第102期

平成29年 9月 6日

平成29年10月 5日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	86,111,332円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	1,977,928,954円
分配準備積立金額	D	50,094,090円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,114,134,376円
当ファンドの期末残存口数	F	31,952,338,237口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	661円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	127,809,352円

## 第97期

平成29年 4月 6日

平成29年 5月 8日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	142,522,802円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	2,104,399,246円
分配準備積立金額	D	115,091,336円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,362,013,384円
当ファンドの期末残存口数	F	34,090,844,517口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	692円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金額	I=F*H/10,000	136,363,378円

## 第98期

平成29年 5月 9日

平成29年 6月 5日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	116,482,549円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	2,067,319,190円
分配準備積立金額	D	119,639,998円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,303,441,737円
当ファンドの期末残存口数	F	33,471,553,007口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	688円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金額	I=F*H/10,000	133,886,212円

## 第99期

平成29年 6月 6日

平成29年 7月 5日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	95,855,890円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	2,037,428,638円
分配準備積立金額	D	101,183,859円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,234,468,387円
当ファンドの期末残存口数	F	32,965,780,220口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	677円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金額	I=F*H/10,000	131,863,120円

## 第100期

平成29年 7月 6日

平成29年 8月 7日

項目		

## 第103期

平成29年10月 6日

平成29年11月 6日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	92,604,816円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	1,959,154,778円
分配準備積立金額	D	8,506,195円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,060,265,789円
当ファンドの期末残存口数	F	31,639,736,307口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	651円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金額	I=F*H/10,000	126,558,945円

## 第104期

平成29年11月 7日

平成29年12月 5日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	34,709,075円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	1,906,976,953円
分配準備積立金額	D	3,086,380円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,944,772,408円
当ファンドの期末残存口数	F	31,247,900,862口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	622円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金額	I=F*H/10,000	124,991,603円

## 第105期

平成29年12月 6日

平成30年 1月 5日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	99,395,063円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	1,801,903,318円
分配準備積立金額	D	431,376円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,901,729,757円
当ファンドの期末残存口数	F	30,939,753,850口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	614円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金額	I=F*H/10,000	123,759,015円

## 第106期

平成30年 1月 6日

平成30年 2月 5日

項目		

費用控除後の配当等収益額	A	132,496,693円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	2,016,882,775円
分配準備積立金額	D	64,789,734円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,214,169,202円
当ファンドの期末残存口数	F	32,611,207,238口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	678円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金額	I=F*H/10,000	130,444,828円

費用控除後の配当等収益額	A	74,631,472円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	1,764,607,459円
分配準備積立金額	D	948,984円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,840,187,915円
当ファンドの期末残存口数	F	30,714,203,867口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	599円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金額	I=F*H/10,000	122,856,815円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成29年 2月 7日 至 平成29年 8月 7日	当期 自 平成29年 8月 8日 至 平成30年 2月 5日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。  当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。  また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左	

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左
-------------------	---	----

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [ 平成29年 8月 7日現在 ]	当期 [ 平成30年 2月 5日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>( 1 ) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>( 2 ) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>( 3 ) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>( 1 ) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>( 2 ) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>( 3 ) 上記以外の金融商品</p> <p>同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	前期 [ 平成29年 8月 7日現在 ]	当期 [ 平成30年 2月 5日現在 ]
--	-------------------------	-------------------------

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	126,047,341	859,379,626
合計	126,047,341	859,379,626

## (デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期 [ 平成29年 8月 7日現在 ]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	29,500,228,430	29,295,579,400	204,649,030
	合計	29,500,228,430	29,295,579,400	204,649,030

当期 [ 平成30年 2月 5日現在 ]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	27,514,479,615	27,161,889,600	352,590,015
	合計	27,514,479,615	27,161,889,600	352,590,015

## (注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によってあります。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [ 平成29年 8月 7日現在 ]	当期 [ 平成30年 2月 5日現在 ]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9310円 (9,310円)	0.9144円 (9,144円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	8,076,876,170	27,500,147,983	
	合計	8,076,876,170	27,500,147,983	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

[平成30年 2月 5日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	3,712,034,935
コール・ローン	449,857,975
国債証券	56,001,547,537
特殊債券	1,875,703,612
社債券	10,672,531,087
派生商品評価勘定	93,847,982
未収入金	25,505,593
未収利息	882,784,583
前払費用	60,919,376
差入委託証拠金	469,487,054
流動資産合計	74,244,219,734
資産合計	74,244,219,734
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	173,740,107
未払金	287,942,302
未払解約金	224,975,188
未払利息	686
流動負債合計	686,658,283
負債合計	686,658,283
純資産の部	
元本等	
元本	21,604,102,286
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	51,953,459,165
元本等合計	73,557,561,451
純資産合計	73,557,561,451
負債純資産合計	74,244,219,734

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

		[平成30年 2月 5日現在]
1. 期首		平成29年 8月 8日
期首元本額		22,845,733,883円
期中追加設定元本額		2,005,025,648円
期中一部解約元本額		3,246,657,245円
元本の内訳		
エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)		8,229,476,287円
エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)		3,237,072,245円
エマージング・ソブリン・ファンド		145,676,260円
エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)為替ヘッジあり		8,076,876,170円
グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)		1,517,637,605円
グローバル財産3分法ファンド(1年決算型)		20,190,258円
エマージング・ソブリン・オープン(資産成長型)		233,768,553円
エマージング・ソブリン・オープン(資産成長型)為替ヘッジあり		143,404,908円
合計		21,604,102,286円
2. 受益権の総数		21,604,102,286口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成29年 8月 8日 至 平成30年 2月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

区分	自 平成29年 8月 8日 至 平成30年 2月 5日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 平成30年 2月 5日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>( 1 ) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>( 2 ) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>( 3 ) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

### ( 有価証券に関する注記 )

#### 売買目的有価証券

種類	[ 平成30年 2月 5日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	56,129,406
特殊債券	29,360,016
社債券	225,805,728
合計	252,575,118

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

### ( デリバティブ取引に関する注記 )

#### 取引の時価等に関する事項

## 債券関連

[平成30年 2月 5日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 売建	2,708,617,409		2,622,779,752	85,837,657
合計		2,708,617,409		2,622,779,752	85,837,657

### (注) 時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
  - 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
  - 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 通貨関連

[平成30年 2月 5日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカドル ユーロ 売建 アメリカドル ユーロ	3,508,747,850 328,667,350 403,687,772 3,508,747,850		3,422,572,382 329,526,610 399,386,796 3,593,462,400	86,175,468 859,260 4,300,976 84,714,550
	合計	7,749,850,822		7,744,948,188	165,729,782

### (注) 時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。  
当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。  
(イ)当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。  
(ロ)当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
  - 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

		[平成30年 2月 5日現在]
1口当たり純資産額		3,4048円
(1万口当たり純資産額)		(34,048円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ ドル	国債証券	10.75 ECUADOR 220328	2,115,000.00	2,453,400.00	
		10.75 REP GHANA 301014	4,470,000.00	6,034,947.00	
		10.875 MONGOLIA I 210406	200,000.00	236,553.60	
		2.375 QATAR 210602	7,065,000.00	6,864,424.65	
		2.375 SAUDI INTER 211026	6,780,000.00	6,569,697.96	
		2.5 ABU DHABI GOV 221011	6,830,000.00	6,631,301.64	
		2.875 SAUDI INTER 230304	3,145,000.00	3,069,079.70	
		3.125 ABU DHABI G 271011	5,460,000.00	5,210,532.60	
		3.25 POLAND 260406	1,527,000.00	1,530,614.40	
		3.5 AZERBAIJAN 320901	5,790,000.00	5,093,972.52	
		3.5 KUWAIT INTL B 270320	890,000.00	881,449.77	
		3.625 OMAN 210615	3,655,000.00	3,630,237.37	
		3.625 SAUDI INTER 280304	1,585,000.00	1,538,591.20	
		3.875 OMAN GOV IN 220308	2,500,000.00	2,482,905.00	
		4.125 ABU DHABI G 471011	685,000.00	662,940.94	
		4.125 OMAN GOV IN 230117	2,800,000.00	2,760,251.20	
		4.25 MOROCCO 221211	1,579,000.00	1,640,388.36	
		4.25 RUSSIA 270623	3,200,000.00	3,270,048.00	
		4.3 SOUTH AFRICA 281012	3,020,000.00	2,890,849.69	
		4.5 ISRAEL GOVT 430130	2,170,000.00	2,287,644.38	
		4.625 BRAZIL 280113	1,720,000.00	1,687,750.00	
		4.625 PARAGUAY 230125	5,550,000.00	5,785,875.00	
		4.625 SAUDI INTER 471004	1,525,000.00	1,510,797.67	

4.7 PARAGUAY 270327	1,460,000.00	1,509,275.00
4.75 AZERBAIJAN 240318	14,127,000.00	14,677,218.39
4.75 MEXICO 440308	986,000.00	967,759.00
4.75 RUSSIA 260527	3,200,000.00	3,392,755.20
4.85 SOUTH AFRICA 270927	2,335,000.00	2,353,012.19
4.875 RUSSIA 230916	3,400,000.00	3,627,616.40
4.875 TURKEY 430416	1,845,000.00	1,567,226.02
5 COLOMBIA 450615	4,725,000.00	4,890,375.00
5 SOUTH AFRICA 461012	600,000.00	564,024.00
5.1 URUGUAY 500618	5,849,237.00	6,244,060.49
5.125 AZERBAIJAN 290901	300,000.00	309,075.00
5.125 INDONESIA 450115	1,325,000.00	1,437,932.40
5.125 MONGOLIA IN 221205	3,015,000.00	3,029,547.37
5.125 NIGERIA REP 180712	2,489,000.00	2,512,371.71
5.25 INDONESIA 470108	3,700,000.00	4,090,165.00
5.25 RUSSIA 470623	6,400,000.00	6,737,120.00
5.375 HUNGARY 230221	11,178,000.00	12,280,240.22
5.375 IVORY COAST 240723	8,905,000.00	9,031,451.00
5.375 OMAN GOV IN 270308	6,460,000.00	6,476,796.00
5.375 SOUTH AFRICA 440724	1,205,000.00	1,190,672.55
5.45 LEBANESE REP 191128	625,000.00	625,150.00
5.5 DOMINICAN 250127	2,113,000.00	2,205,443.75
5.5 MOROCCO 421211	4,012,000.00	4,531,554.00
5.625 COSTA RICA 430430	525,000.00	474,468.75
5.625 MONGOLIA IN 230501	1,930,000.00	1,968,528.58
5.625 OMAN GOV IN 280117	1,670,000.00	1,679,245.12
5.625 RUSSIA 420404	3,400,000.00	3,813,562.40
5.625 TURKEY 210330	6,265,000.00	6,563,683.87
5.75 HUNGARY 231122	5,480,000.00	6,179,302.80
5.75 TURKEY 240322	680,000.00	716,696.20
5.75 TURKEY 470511	3,835,000.00	3,598,265.45
5.8 LEBANESE REP 200414	1,090,000.00	1,089,275.14
5.875 DOMINICAN 240418	5,763,000.00	6,159,206.25
5.875 KENYA REP 190624	376,000.00	386,825.04
5.875 REPUBLIC OF 250916	2,660,000.00	2,893,494.80
5.875 RUSSIA 430916	600,000.00	695,580.00
5.875 SRI LANKA 220725	1,545,000.00	1,611,691.47
6 CROATIA 240126	460,000.00	517,327.50
6 SRI LANKA 190114	9,118,000.00	9,365,024.85
6 TURKEY 270325	1,695,000.00	1,772,951.35
6.1 PARAGUAY 440811	1,585,000.00	1,787,087.50
6.125 ARAB REPUBL 220131	2,991,000.00	3,168,216.75

6.125 IVORY COAST 330615	3,570,000.00	3,638,936.70
6.125 JORDAN 260129	1,250,000.00	1,300,450.00
6.2 SRI LANKA 270511	5,805,000.00	6,108,810.48
6.25 ARGENTINA 190422	2,000,000.00	2,069,000.00
6.25 HONDURAS GOV 270119	2,546,000.00	2,743,315.00
6.25 SENEGAL 240730	2,750,000.00	2,929,335.75
6.25 SENEGAL 330523	1,675,000.00	1,749,118.75
6.375 CROATIA 210324	9,885,000.00	10,780,057.09
6.375 HUNGARY 210329	30,094,000.00	33,139,813.74
6.375 IVORY COAST 280303	880,000.00	931,434.24
6.375 LEBANESE RE 200309	1,300,000.00	1,315,522.00
6.5 NIGERIA REP 271128	3,840,000.00	3,970,060.80
6.5 OMAN GOV INTE 470308	2,915,000.00	2,902,535.46
6.6 DOMINICAN 240128	9,020,000.00	10,003,450.60
6.625 CROATIA 200714	8,394,000.00	9,072,873.14
6.625 FEDERAL REP 241211	655,000.00	690,599.90
6.75 CROATIA 191105	859,000.00	915,077.23
6.75 JAMAICA 280428	4,450,000.00	5,100,812.50
6.75 NIGERIA REP 210128	930,000.00	992,830.80
6.75 OMAN GOV INT 480117	2,595,000.00	2,633,639.55
6.85 DOMINICAN 450127	1,822,000.00	2,008,755.00
6.85 SRI LANKA 251103	8,214,000.00	9,029,576.25
6.875 ARGENTINA 270126	4,242,000.00	4,418,043.00
6.875 DOMINICAN 260129	2,236,000.00	2,523,885.00
6.875 KENYA REP 240624	2,174,000.00	2,286,461.02
7 COSTA RICA 440404	3,107,000.00	3,223,947.48
7 TURKEY 190311	1,095,000.00	1,140,387.75
7 TURKEY 200605	7,295,000.00	7,829,825.63
7.125 TAJIKISTAN 270914	1,000,000.00	972,500.00
7.15 REPUBLIC OF 250326	3,300,000.00	3,768,204.00
7.158 COSTA RICA 450312	2,483,000.00	2,635,083.75
7.25 PAKISTAN 190415	1,600,000.00	1,658,600.00
7.375 JORDAN 471010	1,290,000.00	1,389,768.60
7.375 REPUBLIC OF 200211	3,025,000.00	3,304,661.25
7.375 TURKEY 250205	4,365,000.00	4,989,177.54
7.375 UKRAINE 320925	5,212,000.00	5,189,327.80
7.45 DOMINICAN 440430	4,027,000.00	4,721,657.50
7.5 ARAB REPUBLIC 270131	3,030,000.00	3,382,919.25
7.625 ARGENTINA 460422	760,000.00	788,500.00
7.625 BELARUS REP 270629	1,225,000.00	1,406,973.75
7.625 ELSALVADOR 340921	3,216,000.00	3,561,720.00
7.625 NIGERIA REP 471128	570,000.00	604,493.55
7.625 URUGUAY 360321	830,000.00	1,174,450.00

7.75 INDONESIA 380117	5,549,000.00	7,792,516.19	
7.75 UKRAINE 210901	1,307,000.00	1,417,590.49	
7.75 UKRAINE 220901	787,000.00	851,896.02	
7.75 UKRAINE 230901	2,887,000.00	3,117,960.00	
7.75 UKRAINE 250901	5,187,000.00	5,537,511.52	
7.75 UKRAINE 260901	972,000.00	1,027,540.08	
7.75 UKRAINE 270901	1,322,000.00	1,397,695.07	
7.875 ECUADOR 280123	1,885,000.00	1,914,217.50	
7.875 JAMAICA 450728	1,115,000.00	1,377,025.00	
7.875 NIGERIA REP 320216	4,555,000.00	5,127,290.20	
7.875 REP GHANA 230807	1,490,000.00	1,619,525.70	
7.875 URUGUAY 330115	496,000.00	706,800.00	
7.95 ECUADOR 240620	580,000.00	614,075.00	
8 JAMAICA 390315	595,000.00	735,568.75	
8.125 REP GHANA 260118	1,185,000.00	1,303,547.40	
8.25 BRAZIL 340120	4,460,000.00	5,719,950.00	
8.25 LEBANESE REP 210412	1,105,000.00	1,178,462.61	
8.25 VENEZUELA 241013	2,030,000.00	558,250.00	
8.28 ARGENTINA 331231	2,313,362.70	2,550,482.37	
8.5 ARAB REPUBLIC 470131	2,645,000.00	3,015,262.97	
8.5 INDONESIA 351012	746,000.00	1,097,399.57	
8.5 ZAMBIA 240414	2,055,000.00	2,253,030.07	
8.75 MONGOLIA INT 240309	200,000.00	231,992.00	
8.75 SENEGAL 210513	3,205,000.00	3,644,408.70	
8.97 ZAMBIA 270730	4,395,000.00	4,894,997.17	
9.25 VENEZUELA 280507	7,570,000.00	2,119,600.00	
9.5 ANGOLA REP 251112	1,870,000.00	2,182,196.50	
9.625 ECUADOR 270602	1,035,000.00	1,178,606.25	
9.65 ECUADOR 261213	4,910,000.00	5,615,812.50	
STEP ARGENTINA 381231	10,480,000.00	7,278,360.00	
STEP IVORY COAST 321231	4,924,395.00	4,884,507.40	
国債証券 小計	461,569,994.70	481,356,196.04	
		(52,901,045,944)	
特殊債券	4.625 KAZAGRO NAT 230524	4,115,000.00	4,192,172.71
	5.333 BRAZIL MINA 280215	2,180,000.00	2,225,780.00
	5.75 BANQ TUNIS 250130	2,990,000.00	2,970,941.74
	6.75 ESKOM HLDG 230806	2,074,000.00	2,143,375.30
	6.902 VNESHECONOM 200709	1,325,000.00	1,426,889.85
特殊債券 小計	12,684,000.00	12,959,159.60	
		(1,424,211,640)	
社債券	2.25 STATE GRID O 200504	3,465,000.00	3,411,632.07
	2.75 STATE GRID O 220504	3,150,000.00	3,080,051.10

	3.5 SINOPEC GRP 260503	1,620,000.00	1,588,225.32	
	3.5 STATE GRID OV 270504	3,150,000.00	3,065,608.35	
	3.625 ABU DHABI 210622	1,715,000.00	1,737,295.00	
	3.625 CODELCO INC 270801	1,905,000.00	1,866,919.05	
	3.625 SINOPEC GRP 270412	6,950,000.00	6,814,141.40	
	3.65 ABU DHABI CR 291102	1,565,000.00	1,519,035.95	
	3.85 GAZPROM 200206	2,850,000.00	2,879,235.30	
	3.875 KAZMUNAYGAS 220419	2,625,000.00	2,647,685.25	
	4.5 EMPRESA NAC 470914	720,000.00	693,000.00	
	4.5 OFFICE CHE 251022	6,260,000.00	6,309,591.72	
	4.625 BANCO BRAS 250115	990,000.00	976,338.00	
	4.75 KAZMUNAYGAS 270419	2,320,000.00	2,404,468.88	
	4.75 STATE OIL AZ 230313	1,375,000.00	1,400,410.00	
	4.875 PETROLEOS 220124	1,020,000.00	1,063,503.00	
	5 ISRAEL ELEC 241112	3,095,000.00	3,319,387.50	
	5.625 OFFICE CHE 240425	3,739,000.00	4,008,918.41	
	5.625 PETRO MEX 460123	620,000.00	570,586.00	
	5.75 CENT ELET BR 211027	1,650,000.00	1,711,050.00	
	5.75 KAZMUNAYGAS 470419	3,410,000.00	3,590,491.30	
	5.875 ABU DHABI 211213	1,103,000.00	1,205,844.82	
	5.875 ECOPETROL 230918	2,500,000.00	2,740,625.00	
	6 PETROLEOS 261115	15,245,000.00	3,504,825.50	
	6.5 PETRO MEX 270313	3,115,000.00	3,395,817.25	
	6.625 PETRO MEX 380615	1,755,000.00	1,829,587.50	
	6.75 PETRO MEX 470921	3,376,000.00	3,519,480.00	
	6.75 PETRO MEX 470921	4,947,000.00	5,157,247.50	
	6.875 OFFICE CHE 440425	1,945,000.00	2,277,760.32	
	6.875 SOUTHERN GA 260324	4,825,000.00	5,501,247.86	
	6.95 STATE OIL AZ 300318	2,275,000.00	2,598,607.37	
	6.95 YPF SOCIEDAD 270721	1,315,000.00	1,382,065.00	
	7 YPF SOCIEDAD AN 471215	1,737,000.00	1,641,465.00	
	7.875 MAJAPAHIT H 370629	3,135,000.00	4,193,062.50	
	9.25 GAZPROM 190423	3,266,000.00	3,506,083.66	
	社債券 小計	104,733,000.00	97,111,292.88 (10,672,531,087)	
アメリカドル合計		578,986,994.70	591,426,648.52 (64,997,788,671)	
ユーロ	国債証券	2.5 ROMANIA 300208	730,000.00	723,670.90
		2.75 CROATIA 300127	2,115,000.00	2,157,236.55
		2.75 ROMANIA 251029	615,000.00	668,651.37
		2.875 ROMANIA 280526	1,440,000.00	1,511,971.20
		3 CROATIA 250311	990,000.00	1,072,958.04
		3 CROATIA 270320	4,040,000.00	4,359,705.39

3.125 BULGARIA 350326	3,525,000.00	3,916,098.75	
3.375 ARGENTINA 230115	630,000.00	634,021.29	
3.375 ROMANIA 380208	345,000.00	341,305.05	
3.875 ROMANIA 351029	5,680,000.00	6,201,480.80	
5.25 ARGENTINA 280115	1,070,000.00	1,080,700.00	
国債証券 小計	21,180,000.00	22,667,799.34	(3,100,501,593)
特殊債券 5.625 BANQ TUNIS 240217	3,125,000.00	3,300,862.50	
特殊債券 小計	3,125,000.00	3,300,862.50	(451,491,972)
ユーロ合計	24,305,000.00	25,968,661.84	(3,551,993,565)
合計		68,549,782,236	(68,549,782,236)

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカ ドル	国債証券 139銘柄	81.39%	77.17%
	特殊債券 5銘柄	2.19%	2.08%
	社債券 35銘柄	16.42%	15.57%
ユーロ	国債証券 11銘柄	87.29%	4.52%
	特殊債券 1銘柄	12.71%	0.66%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

### 【エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)為替ヘッジあり】

#### 【純資産額計算書】

平成30年 2月28日現在

(単位:円)

資産総額	27,679,941,641
負債総額	143,153,956
純資産総額( - )	27,536,787,685
発行済口数	30,541,229,614口
1口当たり純資産価額( / )	0.9016
(10,000口当たり)	(9,016)

(参考)

#### エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

#### 純資産額計算書

平成30年 2月28日現在

(単位:円)

資産総額	72,191,774,905
負債総額	709,426,560
純資産総額( - )	71,482,348,345
発行済口数	21,748,281,553口
1口当たり純資産価額( / )	3.2868
(10,000口当たり)	(32,868)

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 謾渡制限の内容

該当事項はありません。

#### (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### （1）資本金の額等

平成30年2月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間ににおける資本金の額の増減はありません。

##### （2）委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

平成30年2月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	844	11,748,864
追加型公社債投資信託	16	1,329,544
単位型株式投資信託	54	320,129
単位型公社債投資信託	1	6,116
合計	915	13,404,653

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3 【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」(以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度(自 平成28年4月1日至 平成29年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度に係る中間会計期間(自 平成29年4月1日至 平成29年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

#### (1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	第31期		第32期					
	(平成28年3月31日現在)		(平成29年3月31日現在)					
(資産の部)								
流動資産								
現金及び預金	2	80,707,781	2	69,212,680				
有価証券		2,728,127		36,210				
前払費用		402,267		337,699				
未収入金		14,286		35,896				

未収委託者報酬	11,275,577	10,076,022
未収収益	2 564,923	2 659,405
繰延税金資産	491,700	446,374
金銭の信託	2 30,000	2 30,000
その他	438,012	113,754
<b>流動資産合計</b>	<b>96,652,678</b>	<b>80,948,042</b>

**固定資産**

<b>有形固定資産</b>		
建物	1 846,844	1 806,798
器具備品	1 768,584	1 759,446
土地	1,356,000	1,356,000
<b>有形固定資産合計</b>	<b>2,971,428</b>	<b>2,922,245</b>
<b>無形固定資産</b>		
電話加入権	15,822	15,822
ソフトウェア	1,813,951	1,844,549
ソフトウェア仮勘定	341,815	608,066
その他	71	10
<b>無形固定資産合計</b>	<b>2,171,661</b>	<b>2,468,448</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	24,223,272	24,327,081
関係会社株式	320,136	320,136
長期差入保証金	686,446	654,402
前払年金費用	499,178	463,105
繰延税金資産	786,810	711,230
その他	51,090	50,235
貸倒引当金	23,600	23,600
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>26,543,335</b>	<b>26,502,592</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>31,686,425</b>	<b>31,893,286</b>
<b>資産合計</b>	<b>128,339,103</b>	<b>112,841,328</b>

(単位:千円)

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
--	------------------------	------------------------

**(負債の部)****流動負債**

預り金	199,091	166,493
未払金		
未払収益分配金	101,046	108,024
未払償還金	821,178	547,707
未払手数料	2 4,866,423	2 4,225,009
その他未払金	2 2,521,849	2 2,355,815
未払費用	2 3,419,978	2 3,061,479
未払消費税等	370,110	351,670
未払法人税等	947,540	756,668

賞与引当金	882,523	843,729
役員賞与引当金		100,680
その他	670,983	711,633
流動負債合計	14,800,725	13,228,909

## 固定負債

退職給付引当金	508,142	590,154
役員退職慰労引当金	166,789	166,458
時効後支払損引当金	257,105	253,070
固定負債合計	932,038	1,009,684
負債合計	15,732,763	14,238,594

## (純資産の部)

## 株主資本

資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	57,079,782	43,034,713
利益剰余金合計	64,420,372	50,375,303
株主資本合計	111,153,216	97,108,147

(単位：千円)

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券	1,446,576	1,494,586
評価差額金		
繰延ヘッジ損益	6,546	
評価・換算差額等合計	1,453,123	1,494,586
純資産合計	112,606,339	98,602,734
負債純資産合計	128,339,103	112,841,328

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	82,096,942	81,709,776

投資顧問料	2,226,322	2,396,020
その他営業収益	35,063	25,763
営業収益合計	84,358,328	84,131,560
<b>営業費用</b>		
支払手数料	2 34,821,751	2 33,975,255
広告宣伝費	742,632	731,771
公告費		482
調査費		
調査費	1,642,352	1,713,892
委託調査費	14,530,744	13,961,993
事務委託費	751,410	984,749
営業雑経費		
通信費	122,574	158,915
印刷費	704,639	699,940
協会費	51,201	51,995
諸会費	7,730	9,887
事務機器関連費	1,674,745	1,611,608
その他営業雑経費	30,382	11,925
営業費用合計	55,080,164	53,912,419
<b>一般管理費</b>		
給料		
役員報酬	280,681	331,997
給料・手当	5,948,603	6,496,165
賞与引当金繰入	882,523	843,729
役員賞与引当金繰入		100,680
福利厚生費	1,091,897	1,196,210
交際費	17,062	14,843
旅費交通費	212,578	233,159
租税公課	264,376	422,030
不動産賃借料	795,415	706,571
退職給付費用	341,073	441,736
役員退職慰労引当金繰入	34,369	48,393
固定資産減価償却費	1,068,796	1,030,040
諸経費	426,547	474,521
一般管理費合計	11,363,925	12,340,079
営業利益	17,914,238	17,879,061

(単位:千円)

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
--	---------------------------------------	---------------------------------------

営業外収益		
受取配当金	235,697	243,048
有価証券利息	523	0
受取利息	2 15,142	2 4,601
投資有価証券償還益	9,315	260,190
収益分配金等時効完成分	71,619	278,148

その他	17,393	4,383
営業外収益合計	349,691	790,372
営業外費用		
投資有価証券償還損	152,298	11,552
時効後支払損引当金繰入	98,891	
事務過誤費	421	218
その他	5,862	4,357
営業外費用合計	257,473	16,128
経常利益	18,006,455	18,653,304
特別利益		
投資有価証券売却益	424,605	259,137
ゴルフ会員権売却益	1,300	
特別利益合計	425,905	259,137
特別損失		
投資有価証券売却損	52,623	42,248
デリバティブ解約損		126,228
有価証券評価損	67,284	
投資有価証券評価損	18,539	157,482
固定資産除却損	1	1,305
減損損失	3	42,073
合併関連費用		829,181
特別損失合計	1,011,007	388,075
税引前当期純利益	17,421,353	18,524,367
法人税、住民税及び事業税	2	5,796,941
法人税等調整額		1,035,591
法人税等合計		4,761,350
当期純利益	12,660,003	12,762,244

## (3)【株主資本等変動計算書】

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	2,000,131	222,096		222,096	342,589	6,998,000	48,527,422	55,868,012
当期変動額								
剰余金の配当						4,107,643	4,107,643	4,107,643
当期純利益						12,660,003	12,660,003	12,660,003
合併による増加		3,350,000	41,160,616	44,510,616				44,510,616
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計		3,350,000	41,160,616	44,510,616		8,552,359	8,552,359	53,062,976

当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	57,079,782	64,420,372	111,153,216
-------	-----------	-----------	------------	------------	---------	-----------	------------	------------	-------------

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,300,727		2,300,727	60,390,967
当期変動額				
剰余金の配当				4,107,643
当期純利益				12,660,003
合併による増加	903,495	148,745	754,749	45,265,365
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	1,757,645	155,292	1,602,353	1,602,353
当期変動額合計	854,150	6,546	847,604	52,215,371
当期末残高	1,446,576	6,546	1,453,123	112,606,339

第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000		57,079,782	64,420,372
当期変動額									
剰余金の配当								26,807,312	26,807,312
当期純利益								12,762,244	12,762,244
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計								14,045,068	14,045,068
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000		43,034,713	50,375,303
									97,108,147

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,446,576	6,546	1,453,123	112,606,339
当期変動額				
剰余金の配当				26,807,312
当期純利益				12,762,244
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	48,009	6,546	41,462	41,462
当期変動額合計	48,009	6,546	41,462	14,003,605
当期末残高	1,494,586		1,494,586	98,602,734

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(追加情報)

当社では退職給付制度を統合するため、平成28年9月21日に確定給付企業年金制度、退職一

時金制度、確定拠出年金制度を改定し、同年10月1日より退職一時金制度、確定拠出年金制度を柱とした新制度に移行しております。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準委員会 平成14年1月31日 企業会計基準適用指針第1号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成19年2月7日 実務対応報告第2号）を適用しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

#### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

### 6. ヘッジ会計の方法

#### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…株式指數先物  
ヘッジ対象…投資有価証券

#### (3) ヘッジ方針

株価変動リスクの低減のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

#### (4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

### 7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

#### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### [会計方針の変更]

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

### [追加情報]

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

### （貸借対照表関係）

#### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
建物	467,206千円	539,649千円
器具備品	897,207千円	1,029,950千円

#### 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
預金	43,128,360千円	47,798,472千円
未収収益	52,753千円	46,963千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
未払手数料	2,612,168千円	1,993,055千円
その他未払金	2,296,632千円	2,071,256千円
未払費用	442,340千円	456,748千円

## (損益計算書関係)

## 1. 固定資産除却損の内訳

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物	254千円	2,392千円
器具備品	1,051千円	7,791千円
ソフトウェア	-	3,356千円
計	1,305千円	13,540千円

## 2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
支払手数料	15,120,269千円	13,862,465千円
受取利息	12,609千円	4,375千円
法人税、住民税及び事業税	3,980,844千円	4,204,969千円

## 3. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

## 第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失
静岡県裾野市	遊休資産(不動産)	土地	35,031千円
東京都千代田区(本社)	遊休資産(美術品)	器具備品	7,041千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

前事業年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地、美術品については外部鑑定評価額により評価しております。

## 第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失
東京都千代田区(本社)	自社利用ソフトウェア(遊休資産)	ソフトウェア 仮勘定	48,575千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングしております。

ングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、将来の使用見込みがなくなった自社利用ソフトウェアについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、将来の使用見込みがないため、使用価値は零としております。

#### (株主資本等変動計算書関係)

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

##### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	124,098	87,483	-	211,581
合計	124,098	87,483	-	211,581

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、平成27年7月1日に、国際投信投資顧問株式会社との間で吸収合併方式による経営統合を行ない、同社の普通株式1株に対して当社の普通株式10.0497株を交付したことによる増加であります。

##### 2. 配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額

平成27年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	4,107,643千円
1株当たり配当額	33,100円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月30日

###### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,807,312千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	126,700円
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月29日

第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

##### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

##### 2. 配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,807,312千円
1株当たり配当額	126,700円
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,595,731千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	125,700円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日

#### (リース取引関係)

##### 借主側

##### オペレーティング・リース取引

##### オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
1年内	678,116千円	678,116千円
1年超	2,651,815千円	1,973,699千円
合計	3,329,932千円	2,651,815千円

#### (金融商品関係)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

###### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。なお、一部の投資信託の価格変動リスクに対して、デリバティブ取引を利用してヘッジしております。

###### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

##### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

##### 第31期(平成28年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	80,707,781	80,707,781	-
(2) 有価証券	2,728,127	2,728,127	-
(3) 未収委託者報酬	11,275,577	11,275,577	-
(4) 投資有価証券	24,054,542	24,054,542	-
資産計	118,766,029	118,766,029	-
(1) 未払手数料	4,866,423	4,866,423	-
負債計	4,866,423	4,866,423	-

デリバティブ取引( )	(3,459)	(3,459)	-
-------------	---------	---------	---

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で表示しております。

### 第32期(平成29年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	69,212,680	69,212,680	-
(2) 有価証券	36,210	36,210	-
(3) 未収委託者報酬	10,076,022	10,076,022	-
(4) 投資有価証券	24,189,921	24,189,921	-
資産計	103,514,834	103,514,834	-
(1) 未払手数料	4,225,009	4,225,009	-
負債計	4,225,009	4,225,009	-

### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

##### (1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

##### (2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

#### 負債

##### (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
非上場株式	168,730	137,160
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

### (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

#### 第31期(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	80,707,781	-	-	-
未収委託者報酬	11,275,577	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				

その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,728,127	9,234,321	9,756,778	5,050
合計	94,711,487	9,234,321	9,756,778	5,050

第32期(平成29年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	69,212,680	-	-	-
未収委託者報酬	10,076,022	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	36,210	10,703,761	8,324,138	45,606
合計	79,324,912	10,703,761	8,324,138	45,606

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第31期(平成28年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	株式	113,875	30,541	83,333
	債券	-	-	-
	その他	19,085,937	16,697,402	2,388,535
	小計	19,199,812	16,727,944	2,471,868
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	7,582,857	7,969,134	386,277
	小計	7,582,857	7,969,134	386,277
合計		26,782,669	24,697,079	2,085,590

第32期(平成29年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,778,798	15,302,336	2,476,461
	小計	17,778,798	15,302,336	2,476,461
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,447,333	6,769,569	322,236
	小計	6,447,333	6,769,569	322,236
合計		24,226,131	22,071,906	2,154,225

## 3. 売却したその他有価証券

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,649,814	424,605	52,623
合計	5,649,814	424,605	52,623

第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	122,688	82,146	21,570
債券	-	-	-
その他	3,439,009	176,991	20,678
合計	3,561,698	259,137	42,248

## 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について85,823千円(その他有価証券のその他85,823千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について157,482千円(その他有価証券のその他157,482千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的な反証がない場合に行っております。

## (デリバティブ取引関係)

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

重要な取引はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(単位:千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	株式指數先物取引 売建	投資有価証券	945,410	-	3,459
	合計		945,410	-	3,459

## (注) 時価の算定方法

大阪取引所が定める清算指数によっております。

第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

重要な取引はありません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	263,476 千円	2,997,931 千円
勤務費用	135,457	199,166
利息費用	19,818	22,711
数理計算上の差異の発生額	113,714	40,934
退職給付の支払額	159,115	183,403
過去勤務費用の発生額	-	653,618
合併による増加	2,624,579	-
退職給付債務の期末残高	2,997,931	3,649,089

## (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	196,439 千円	2,678,827 千円
期待運用収益	35,926	47,553
数理計算上の差異の発生額	111,449	7,066
事業主からの拠出額	210,960	107,823
退職給付の支払額	139,379	142,532
合併による増加	2,486,329	-
年金資産の期末残高	2,678,827	2,698,738

## (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,422,447 千円	3,471,120 千円
年金資産	2,678,827	2,698,738
	256,380	772,381
非積立型制度の退職給付債務	575,484	177,969
未積立退職給付債務	319,103	950,350
未認識数理計算上の差異	310,139	207,810
未認識過去勤務費用	-	615,490
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	8,964	127,049
退職給付引当金	508,142	590,154
前払年金費用	499,178	463,105
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	8,964	127,049

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	135,457 千円	199,166 千円

利息費用	19,818	22,711
期待運用収益	35,926	47,553
数理計算上の差異の費用処理額	13,847	54,327
過去勤務費用の費用処理額	-	38,127
その他	65,395	28,533
確定給付制度に係る退職給付費用	198,592	295,314

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

#### (5)年金資産に関する事項

##### 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
債券	58.1 %	62.9 %
株式	35.5	33.3
その他	6.3	3.7
合計	100	100

##### 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

#### (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

##### 主要な数理計算上の計算基礎

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
割引率	0.077 ~ 0.71%	0.061 ~ 0.90%
長期期待運用收益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

#### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度142,480千円、当事業年度146,421千円であります。

##### (税効果会計関係)

#### 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
<b>繰延税金資産</b>		
減損損失	475,116 千円	455,165 千円
投資有価証券評価損	238,391	242,551
ゴルフ会員権評価損	295	295
未払事業税	185,473	124,367
賞与引当金	272,346	260,374
役員賞与引当金	-	11,509
役員退職慰労引当金	51,071	50,969
退職給付引当金	155,593	180,726
減価償却超過額	29,059	19,277
委託者報酬	204,395	217,902
長期差入保証金	6,344	14,803
時効後支払損引当金	78,725	77,490

連結納税適用による時価評価	309,675	236,450
その他	69,525	68,614
繰延税金資産 小計	2,076,013	1,960,499
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,076,013	1,960,499
<b>繰延税金負債</b>		
未収配当金	1,228	-
前払年金費用	152,848	141,802
連結納税適用による時価評価	1,516	1,447
その他有価証券評価差額金	639,013	659,638
繰延ヘッジ損益	2,889	-
その他	6	3
繰延税金負債 合計	797,502	802,893
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>1,278,511</b>	<b>1,157,605</b>

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
法定実効税率	33.06 %	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
評価性引当額の減少	6.34	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.59	
その他	0.02	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.33	

### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)及び第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は、資産運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)及び第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

#### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### (関連当事者情報)

##### 1. 関連当事者との取引

###### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有間接 100.0%	連結納税 役員の兼任	連結納税に伴う支払	3,980,844千円	その他未払金	2,296,632千円
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接 51.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 事務所の賃借 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 事務所賃借料 長期差入保証金の返還 投資助言料	5,895,622千円 223,695千円 885,549千円 515,287千円	未払手数料 未払費用	805,721千円 319,698千円
主要株	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	被所有直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払 コーラブル預金の預入	9,224,647千円 35,000,000千円	未払手数料 現金及び預金	1,806,446千円 35,000,000千円

主						コーラブル預金 に係る受取利息	9,263 千円	未収収益	2,372 千円
---	--	--	--	--	--	--------------------	-------------	------	-------------

## 第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税 役員の兼任	連結納税に 伴う支払	4,204,969 千円	その他未払 金	2,071,256 千円
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	5,983,874 千円	未払手数料	716,117 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	662,992 千円	未払費用	352,297 千円
								7,878,591 千円	未払手数料	1,276,937 千円

## (注)取引条件及び取引条件の決定方針等

連結納税については、連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

## 第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,398,782千円	未払手数料	898,096千円

## 第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,532,238千円	未払手数料	933,908千円

## (注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

## (1株当たり情報)

		第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額		532,213.85円	466,028.30円
1株当たり当期純利益金額		66,691.34円	60,318.47円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	12,660,003	12,762,244
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	12,660,003	12,762,244
普通株式の期中平均株式数 (株)	189,829	211,581

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

第33期中間会計期間

(平成29年9月30日現在)

## (資産の部)

## 流動資産

現金及び預金	46,287,102
有価証券	78,897
前払費用	496,625
未収入金	87,286
未収委託者報酬	9,160,402
未収収益	681,527
繰延税金資産	471,973
金銭の信託	30,000
その他	95,228
流動資産合計	57,389,043

## 固定資産

## 有形固定資産

建物	1	780,721
器具備品	1	764,182
土地		1,356,000
有形固定資産合計		2,900,904

## 無形固定資産

電話加入権	15,822
ソフトウェア	1,938,735
ソフトウェア仮勘定	1,212,251
無形固定資産合計	3,166,809

## 投資その他の資産

投資有価証券	28,266,735
関係会社株式	320,136
長期差入保証金	640,950
前払年金費用	448,902
繰延税金資産	451,891
その他	45,230
貸倒引当金	23,600
投資その他の資産合計	30,150,247
固定資産合計	36,217,960
資産合計	93,607,004

(単位：千円)

第33期中間会計期間  
(平成29年9月30日現在)

## (負債の部)

## 流動負債

預り金	196,841
未払金	
未払収益分配金	174,797
未払償還金	514,622
未払手数料	3,754,874
その他未払金	2,503,473
未払費用	4,229,858
未払消費税等	2 305,160
未払法人税等	792,896
賞与引当金	863,522
役員賞与引当金	66,649
その他	776,417
流動負債合計	14,179,114

## 固定負債

退職給付引当金	651,492
役員退職慰労引当金	163,557
時効後支払損引当金	252,546
固定負債合計	1,067,596
負債合計	15,246,710

## (純資産の部)

## 株主資本

資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	22,251,535
利益剰余金合計	29,592,124
株主資本合計	76,324,968

(単位：千円)

第33期中間会計期間  
(平成29年9月30日現在)

## 評価・換算差額等

その他有価証券	2,035,325
評価差額金	
評価・換算差額等合計	2,035,325
純資産合計	78,360,294
負債純資産合計	93,607,004

## (2) 中間損益計算書

(単位:千円)

第33期中間会計期間

(自 平成29年4月1日

至 平成29年9月30日)

## 営業収益

委託者報酬	38,184,632
投資顧問料	1,346,730
その他営業収益	26,405
営業収益合計	39,557,767

## 営業費用

支払手数料	15,720,488
広告宣伝費	318,084
公告費	500
調査費	
調査費	861,247
委託調査費	6,711,776
事務委託費	436,601
営業雑経費	
通信費	85,593
印刷費	251,837
協会費	24,207
諸会費	7,746
事務機器関連費	821,139
その他営業雑経費	13,599
営業費用合計	25,252,824

## 一般管理費

給料	
役員報酬	178,839
給料・手当	2,821,754
賞与引当金繰入	863,522
役員賞与引当金繰入	66,649
福利厚生費	619,913
交際費	6,009
旅費交通費	93,328
租税公課	222,435
不動産賃借料	341,770
退職給付費用	210,625
役員退職慰労引当金繰入	23,884
固定資産減価償却費	1 512,328
諸経費	199,624
一般管理費合計	6,160,685
営業利益	8,144,257

(単位:千円)

第33期中間会計期間

(自 平成29年4月1日

至 平成29年9月30日)

## 営業外収益

受取配当金	134,154
受取利息	277
投資有価証券償還益	29,656

収益分配金等時効完成分	34,222
その他	9,043
営業外収益合計	207,354
営業外費用	
投資有価証券償還損	20,261
時効後支払損引当金繰入	26,116
その他	5,612
営業外費用合計	51,990
経常利益	8,299,622
特別利益	
投資有価証券売却益	196,888
ゴルフ会員権売却益	2,495
特別利益合計	199,383
特別損失	
投資有価証券売却損	60,319
固定資産除却損	0
特別損失合計	60,319
税引前中間純利益	8,438,686
法人税、住民税及び事業税	2,631,045
法人税等調整額	4,911
法人税等合計	2,626,133
中間純利益	5,812,552

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第33期中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

(単位:千円)

資本金	株主資本								株主資本合計	
	資本剰余金				利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147	
当中間期変動額										
剰余金の配当							26,595,731	26,595,731	26,595,731	
中間純利益							5,812,552	5,812,552	5,812,552	
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)										
当中間期変動額合計							20,783,178	20,783,178	20,783,178	
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	22,251,535	29,592,124	76,324,968	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当中間期変動額			
剰余金の配当			26,595,731
中間純利益			5,812,552

株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	540,738	540,738	540,738
当中間期変動額合計	540,738	540,738	20,242,440
当中間期末残高	2,035,325	2,035,325	78,360,294

## [重要な会計方針]

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

#### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

#### (6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

#### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

##### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### 【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

##### 1 有形固定資産の減価償却累計額

第33期中間会計期間 (平成29年9月30日現在)	
建物	571,713千円
器具備品	1,115,446千円

##### 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

##### 1 減価償却実施額

第33期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
有形固定資産	114,767千円
無形固定資産	397,560千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第33期中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

#### 2. 配当に関する事項

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,595,731千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	125,700円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日

(リース取引関係)

## 第33期中間会計期間(平成29年9月30日現在)

## 借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	678,116千円
1年超	1,634,641千円
合 計	2,312,757千円

## (金融商品関係)

## 第33期中間会計期間(平成29年9月30日現在)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりあります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	46,287,102	46,287,102	-
(2) 有価証券	78,897	78,897	-
(3) 未収委託者報酬	9,160,402	9,160,402	-
(4) 投資有価証券	28,129,575	28,129,575	-
資産計	83,655,978	83,655,978	-
(1) 未払手数料	3,754,874	3,754,874	-
負債計	3,754,874	3,754,874	-

## (注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## 資 産

## (1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

## (2)有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によってあります。

## 負 債

## (1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

## (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(中間貸借対照表計上額137,160千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

## (注3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (有価証券関係)

## 第33期中間会計期間(平成29年9月30日現在)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

## 2. その他有価証券

種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-
	債券	-	-
	その他	21,493,708	18,316,441
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	小計	21,493,708	18,316,441
	株式	-	-
	債券	-	-
合計	その他	6,714,765	6,958,415
	小計	6,714,765	6,958,415
	合計	28,208,473	25,274,857
			2,933,616

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額137,160千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

### [セグメント情報]

第33期中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [関連情報]

第33期中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

#### (1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期中間会計期間 (平成29年9月30日現在)
1株当たり純資産額	370,356.00円
(算定上の基礎)	

純資産の部の合計額(千円)	78,360,294
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	78,360,294
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	27,471.99円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	5,812,552
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	5,812,552
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関する運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### 定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### 訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### (1)受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(平成29年9月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成29年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	31,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社イオン銀行	51,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社青森銀行	19,562 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行	12,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山形銀行	12,008 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社常陽銀行	85,113 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉興業銀行	62,120 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社富山銀行	6,730 百万円	銀行業務を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社三重銀行	15,295 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社近畿大阪銀行	38,971 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	61,385 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社鳥取銀行	9,061 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社阿波銀行	23,452 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社伊予銀行	20,948 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑邦銀行	8,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀銀行	16,062 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄銀行	22,725 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社仙台銀行	22,485 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福島銀行	18,127 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大東銀行	14,743 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社栃木銀行	27,408 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,759 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東日本銀行	38,300 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大光銀行	10,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社愛知銀行	18,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社中京銀行	31,844 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社関西アーバン銀行	47,039 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社トマト銀行	17,810 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社西京銀行	20,431 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社徳島銀行	11,036 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社香川銀行	12,014 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀共栄銀行	2,679 百万円	銀行業務を営んでいます。

株式会社宮崎太陽銀行	12,252 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄海邦銀行	4,537 百万円	銀行業務を営んでいます。
岐阜信用金庫	21,361 百万円	金融業務を営んでいます。
岡崎信用金庫	3,192 百万円	金融業務を営んでいます。
京都信用金庫	12,442 百万円	金融業務を営んでいます。
おかやま信用金庫	1,847 百万円	金融業務を営んでいます。
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
アーク証券株式会社	2,619 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
池田泉州TT証券株式会社	1,250 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
今村証券株式会社	857 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
四国アライアンス証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
臼木証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
PWM日本証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	2,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
おきぎん証券株式会社	1,128 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日本アジア証券株式会社	4,400 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
木村証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エイチ・エス証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

光世証券株式会社	12,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
寿証券株式会社	305 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
篠山証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静岡東海証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
莊内証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
新大垣証券株式会社	175 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ニュース証券株式会社	1,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
スタート証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東武証券株式会社	420 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
奈良証券株式会社	117 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

マネックス証券株式会社	12,200 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀TT証券株式会社	3,307 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
廣田証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会社	8,157 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松阪証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
リテラ・クレア証券株式会社	3,794 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三田証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三津井証券株式会社	558 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
明和證券株式会社	511 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
山和証券株式会社	585 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

岐阜信用金庫、岡崎信用金庫、京都信用金庫およびおかやま信用金庫の資本金の額は「出資金」を記載しております。

### ( 3 ) 再委託先

名称：ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

資本金の額：624,182千米ドル（平成29年12月末現在）

(注)ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーの資本金の額は「パートナーによる出資金」を記載しています。

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

## 2 【関係業務の概要】

### （1）受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

### （2）販売会社

ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

### （3）再委託先

マザーファンドの運用指図等を行います。

## 3 【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成30年4月2日現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

## 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成29年 9月25日	臨時報告書
平成29年11月 6日	有価証券届出書
平成29年11月 6日	有価証券報告書
平成29年12月20日	臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 弥永 めぐみ 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年3月14日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畠 茂 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジありの平成29年8月8日から平成30年2月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジありの平成30年2月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月1日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 弥永 めぐみ 印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 青木 裕晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。